

令和5年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年3月9日(木) 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第23号 令和4年度塩尻市一般会計補正予算(第11号)

議案第24号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第26号 令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第3号)

議案第27号 令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

議案第25号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第28号 令和4年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第29号 令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第30号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

議案第15号 令和5年度塩尻市一般会計予算

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	石井 勉 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	上條 元康 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	山崎 油美子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長 小松 秀典 君 事務局次長 小澤 秀美 君

午前 10 時 00 分 開会

○**委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから 3 月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。本日は大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案申し上げます議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○**委員長** では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、日程等について副委員長から説明させます。

○**副委員長** 今回の委員会は、本日から 14 日までの 4 日間で審査を行います。本日は、令和 4 年度補正予算を審査した後、令和 5 年度一般会計予算の 2 款までの審査を行います。明日 10 日は 3 款から 7 款まで、来週の 13 日は 8 款から歳入までを審査するということとあります。14 日は、特別会計と企業会計の予算審査という予定になっております。各審査日の範囲は動かしませんので、このような日程でよろしくお願いいたします。また、入室については、新型コロナウイルス感染予防のため、課長以上を原則とさせていただきますが、席に余裕がある場合は係長も入室できます。その辺のところをよろしくお願いいたします。以上です。

○**委員長** では、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、一問一答による質問、答弁を心がけていただき、発言に際しては必ずマイクを使用してください。また、1 時間を目安に 10 分程度の休憩を入れますが、説明者の入退室は自由に行ってください。

議案第 23 号 令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 11 号）

○**委員長** ただいまから、議案第 23 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。説明を求めます。

○**財政課長** それでは、議案第 23 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 11 号）について御説明を申し上げます。お手元の別冊補正予算書 1 ページ目を御覧いただければと思います。

補正予算書 1 ページ目、第 1 条の関係ですけれども、今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 3 億 8,791 万 3,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 348 億 5,982 万 8,000 円とするものです。

それでは、内容につきましては歳出から御説明を申し上げますので、49、50 ページをお願いいたします。まず、今回の歳出補正につきましては、その多くが決算見込みに伴う不用額の減額です。以下、それぞれ同様の事由による補正科目につきましては説明を省略させていただきます。増額の補正及び特殊事情による減額補正について御説明を申し上げたいと思います。また、国庫支出金、市債など、決算の見込みに伴いまして、歳出においても、その財源のみを補正する事業につきましても、説明を省略させていただきたいと存じますので、御了承をお

願いたします。それでは、以降、担当の課長から御説明を申し上げます。

○**委員長** それでは、科目等を区切って審査を行います。

まず、2款総務費6項監査委員費までの説明を求めます。

○**総務人事課長** それでは、歳出からになりますけれども、49ページ以降の歳出全般のうち、人件費につきましては、幾つかの科目で補正をお願いしています。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私からその内容について一括して御説明をさせていただきます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則として省略させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

人件費につきましては、年度末を見通した上で、各該当科目におきまして、職員給与費、会計年度任用職員報酬等の補正をお願いするものです。一般職につきましては、全体で職員手当を4,210万1,000円増額しております。定年退職13人分のほか、2月末までに退職した職員が既に3人おります。3月末までに退職する職員8人を合わせまして11人が退職するということから、増額をお願いするものです。

また、会計年度任用職員につきましては、市民課及び長寿課に育休代替職員を配置したほか、保育園での新型コロナウイルス感染症に伴う対応などにより、全体で1,200万9,000円の増額をお願いしているものです。人件費につきましては以上となります。

続きまして、50ページ、職員給与費です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費4,203万円余ですけれども、2つ目の一般職手当につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、退職の申出に伴う退職手当が不足することから増額補正をお願いするものです。

2つ下になります平和祈念事業ですけれども、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症に伴いまして、直前で事業を実施することができませんでした。そのため、講師謝礼、普通旅費、費用弁償について減額をするものです。私からは以上となります。

○**財政課長** 51、52ページ、一番下、2款1項5目財産管理費の2つ目の白丸、基金積立金ですけれども、歳入の財産収入及び寄附金の増額に伴いまして元金または利子を基金に積み立てるほか、3つ目のポツですけれども、教育文化施設整備基金元金積立金1,000万円の増額につきましては、安心安全でおいしい給食の提供に役立ってほしいとの趣旨で頂戴いたしました寄附金を、基金に積み立てるものであります。今後、給食関係の事業に活用させていただきたいと考えております。私からは以上です。

○**デジタル戦略課長** 53、54ページ、7目情報開発費、54ページ、9つ目の白丸、行政DX推進事業、システム保守委託料849万円余につきましては、DX戦略にて定めた新たな行政手続の実装のため、本年度導入したキャッシュレス決済基盤を拡充するもので、国の交付金を活用し、前倒しで予算計上するものです。設置する施設は、利用者の要望や費用対効果、利用件数などを勘案し、総合文化センター、平出博物館、ガイダンス棟、広丘支所、吉田支所と、デイ保育及び病後児保育を行う3園の9か所を予定しております。

なお、活用する交付金は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金のうちデジタル実装タイプ交付金で、補助率は2分の1です。私からは以上です。

○**市民交流センター長** 55、56ページ、14目市民交流センター費、説明欄1つ目の白丸、市民交流センター管理諸経費のエネルギー消費最適化設計委託料につきましては、市民交流センターの設備改修に当たりまして、省エネルギー設備を導入する工事に向けた設計を委託するものです。照明のLED化、空調設備の更新、太陽光発

電蓄電設備の設置を内容とするもので、国の補正予算に対応するものです。財源として、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、設計事業1件当たりの上限が500万円と、起債、区分所有者からの修繕負担金を見込むものです。

なお、工事につきましては、同様に国の補正予算に対応して令和5年度予算を補正し、6億9,400万円余の工事費を見込む予定です。

○**市民課長** 57、58ページの戸籍住民基本台帳費について説明いたします。2款3項1目になります。1つ目の白丸ですが、戸籍住民基本台帳事務諸経費、2つ目の黒ポツ、6,970万5,000円。次の備品購入費1,692万円につきましては、書かない窓口の導入と、それに併せて行う1階フロア事務室内のオフィス改革に関わる経費となります。先ほど、デジタル戦略課長から説明のありました情報開発費と同じく、国の交付金を活用するため、前倒しで予算計上させていただくものとなります。

書かない窓口、こちらでは窓口業務支援システムと言っておりますが、概要についてお話しさせていただきたいと思います。書かない窓口についても合わせて概略4点ほどあります。まずは、申請書類等につきましては、内容を聞き取ってこちらで確認をさせていただいて作成して、御本人に署名を頂くというのが1点。次に、窓口での案内につきましては、現状、例えば転入ですとかに関わる一覧をお渡しして、各自でその中から必要と思われる窓口を庁内回っていただくのですが、それぞれの皆さんの資格情報等を参照しまして必要な手続を一覧表としてお渡しする、こちらが2点目。次に、私ども職員側になるのですが、ナビゲーションシステムを使って、的確にその方の資格に沿った御案内をさせていただくことができるということで、職員の知識や経験に依存することなく、窓口サービスが標準化できるという点が3点目。もう1点ですが、今現在、書類につきましては、紙で頂いた申請書類を職員が端末に入力をして、それから証明書交付をしたりという事務の流れなのですが、書類作成と同時に、今の基幹系システムのほうに連携がされることによって、事務処理自体の時間短縮が図られるといった内容になります。

なお、この導入に当たりまして活用する交付金は、デジタル田園都市国家構想交付金のうちデジタル実装タイプ交付金となりまして、補助率は2分の1となります。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 61、62ページ、2款4項5目県議会議員選挙費のポスター掲示場設置委託料127万円の増額ですが、こちらにつきましては、令和5年4月29日任期満了となります長野県議会議員一般選挙に係るポスター掲示場の区画数が、長野県選挙管理委員会の指示により、区画数を6区画から8区画へ変更するための設置委託料を補正するものです。

なお、財源につきましては、県からの委託金で補助率は10分の10です。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けた部分の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 58ページの書かない窓口の関係ですけれども、これは、今までの手書きの申請書を出してもらってそれに基づいて所定の必要な証明書等を出すということは、一切なくなるということなのですか。

○**市民課長** 申請書を仮に御自宅で書いてきていただいた方がいらっしゃれば、それを受け付ける形になりますので、従前どおりになるかと思いますが、窓口に行っちゃった方の記載という方法は、こちらに変える所存です。

○**柴田博委員** そうすると、今まで窓口の手前に置いてあった申請書等の書く台とか、そういうものはみんな撤

去してしまうということですか。

○市民課長 おっしゃるとおり、今、記載台がありまして、そちらで申請書を書いてから受付をさせていただく方式なのですが、今回、基本的には記載台を撤去する方向です。いらっしゃいましたら、まずはカウンターにおかけいただいて、そこで対面しながら書類を作成するといった方式を考えています。

○柴田博委員 市民の方に、その辺はこういうふうに、いつから変わりますという周知等は、どのようにやっていらっしゃるのですか。

○市民課長 まず、スケジュールから申し上げますが、令和6年1月の本稼働を目指しているものですから、それまでには広報ですとかその他周知をもって、皆様にはお伝えしていきたいと考えております。

○柴田博委員 それまでは併用という形になるのか、それともどこかで一遍に切り替えるのか、その辺についてはどうなのですか。

○市民課長 令和6年1月を本稼働とした場合に、もしかするとその前段では併用ということも考えられるかもしれないのですが、基本的には1日で切り替えることを想定しています。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 56ページの市民交流センターの関係なのですが、今回これは設計委託料で補正になっているのですが、先ほどの説明では、令和5年の新年度予算のほうで6億9,000万円の事業があるということでした。一般会計の新年度予算のところ、もう少しどういふことをやるのか、詳しい説明をしていただければと思います。ここでは特にいいです。

○市民交流センター長 先ほどの説明の内容で、新年度予算に工事費を計上ということではありません。この設計委託料は、令和5年度予算に予定していた令和5年度予算のものを前倒しして、今回補正をお願いするものです。その先に待つ工事につきましては、予算編成時には令和6年度予算として計画をしているものです。これにつきましては、今回設計を前倒しして行うのと同様に、今回、令和5年度予算には計上をしていません。設計の内容を踏まえまして国の補正がありました段階で、令和5年度予算を補正して対応する見込みである、こういうことですので、新年度予算への計上は今回ありませんので、その点よろしく願いいたします。

○赤羽誠治委員 その事業の内容を教えてくださいのですね。

○市民交流センター長 市民交流センターの設備のうち、照明のLED化、それから空調設備の更新、これに併せまして太陽光発電蓄電設備の設置、これを主な内容とした工事の設計をするものです。これにつきましては環境省の補助事業といたしまして、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業補助というものがございまして、7億円弱の経費がかかる改修工事の財源を有利に獲得するためにこの補助事業を使うということで、今回大規模な設備改修工事を計画いたしましたものです。

○赤羽誠治委員 そうすると蓄電池はわかりますけれど、空調設備はもう更新の時期に来ていたという形ですか。

○市民交流センター長 現在の空調設備、開館時に設置したものを継続して使っておりまして、今13年目に入っているということです。これを耐用年数も10年程度ということですが、市民交流センターについては、年末年始を除いて土日も含めて稼働時間がかなり長いということで、空調設備の不具合なども出てきておりました。これを修繕工事に対応しているところですが、ここで全面更新をし、高効率の空調設備に入れ替える

といった内容です。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 先ほどの書かない窓口のところに戻りますけれど、書かない窓口について、私、12月の定例会で本会議場で、窓口、特に市民課の窓口で渋滞が発生しているの、スマホの画面を使って利用しながら待合で発生する渋滞を防ごうという提案の中で、書かない窓口の答弁をいただきました。

今、お聞きすると、令和6年1月からということですが、その間の渋滞に関しても考慮せず、スマホの画面というのは、そんなに金がかかる話じゃないと話しましたが、それは全く検討しないという答弁と理解していいでしょうか。

○市民課長 その点におきましては、今の発券機を使って皆様にお待ちいただく方法をとっているのですが、内部的な事務ですとか効率を回しながら改善を図っていきたいと考えているところです。

○西條富雄委員 これから3月、4月になってくると、やはり窓口大変混雑すると思います。それについても短期間でできる改善の提案ですので、いいです、要望です。

○牧野直樹委員 赤羽委員の関連ですが、56ページの市民交流センターですけれど、設計委託料の入札はどうなっているのですか。これから入札だよ。

○市民交流センター長 入札はこれからです。今回のこの国の補正予算につきましても、現時点でまだ実は公募がされていません。3月中旬公募見込みということですので、そこに申請をいたします。そのために今回補正予算を計上いたしまして、国の補助事業の採択を経た上で、明許繰越で事務手続が済み次第、入札執行という見込みで予定をしているものです。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、6項監査委員費までは終了とします。

職員の入替えを行ってください。

次に、3款民生費から6款農林水産業費までの説明を求めます。

○福祉課長 それでは63、64ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の最初の白丸から続けて3つ、ふれあいセンター洗馬、広丘、東部運営費のうち、ふれあいセンター洗馬129万8,000円、広丘61万6,000円、東部85万5,000円のそれぞれ指定管理料の増額につきましては、指定管理年度協定に基づいて、燃料費のうち電力使用料高騰分の指定管理料の増額補正をするものです。

続きまして、65、66ページ、2目障害者福祉費の最初の白丸、障害者福祉サービス事業の前年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金565万6,000円の増額補正は、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

次の白丸、自立支援医療給付事業の療養介護医療費85万円の増額補正につきましては、入院中など病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち、常時介護を必要とする方に対し、介護及び日常生活上の支援をする療養介護給付費の増加によるものです。私からは以上です。

○長寿課長 続きまして、5目介護保険事務費の説明欄2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金2,745万9,000円の減額につきましては、介護給付や地域支援事業などの介護保険事業に係る経費に対し、法定割合による市の負担分を事業決算見込みに伴い減額補正をするものです。主な減額としましては、介護給付費に対する繰

出金になります。内容につきましては、介護保険事業特別会計で御説明をいたします。私からの説明は以上です。

○**市民課長** 67、68 ページ、3 款民生費の 1 項 7 目国民健康保険総務費は、説明欄 2 つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金です。こちら低所得世帯の保険税軽減額などの確定によるものとなります。なお、保険税の軽減に対する繰出金につきましては、国と県がそれぞれ定率で負担する制度であることから、国と県の負担金についても歳入それぞれ増額補正としております。

次の 8 目後期高齢者医療運営費につきましては、説明欄 1 つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、広域連合事務費の負担金の確定によるものとなります。

2 つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、低所得者等への保険料軽減額の確定によりそれぞれ減額とするものとなります。私からは以上です。

○**こども課長** 続いてその下、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の説明欄、2 つ目の白丸、児童福祉事務諸経費、前年度子ども子育て支援交付金返還金 580 万円余の増額につきましては、地域子ども・子育て支援事業の経費について、前年度概算交付された国庫補助の事業額確定に伴う返還金を補正するものです。

次の白丸、民間保育所支援事業、1 つ目の黒丸、認可外保育事業補助金 97 万円余の増額につきましては、在籍園児数の増加に伴い補正するものであります。財源につきましては、子育て支援総合助成金で、補助率は県 2 分の 1 であります。2 つ目の黒丸、子どものための教育・保育給付費負担金 1,003 万円余の増額につきましては、園児を受け入れた認定こども園、小規模保育所、保育事業所などに対する財政支援について、入所園児数の増加などに伴い補正するものであります。

なお、財源は子どものための教育・保育給付交付金で、補助率は国 2 分の 1、県 4 分の 1 などです。

3 つ目の黒丸、子育てのための施設等利用給付交付金 1,107 万円余の減額につきましては、新制度未移行園の幼稚園入所園児数の減少などに伴い、補正するものであります。私からは以上です。

○**家庭支援課長** 1 つ飛んだ白丸、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業になります。2 つ目、3 つ目の黒丸、前年度子育て世帯生活支援特別給付金、こちら事業費交付金の返還金。その下の黒丸については事務費の交付金返還金になります。それぞれ 330 万円、629 万 1,000 円につきましては、前年度に受け入れている国からの交付金に対しまして、前年度の支給実績に基づく差額分を返還するものです。なお、給付金については国の全額負担となっております。

69、70 ページ、最初の白丸、こちらにつきましては、先ほどの給付金のその他世帯分になります。こちら、ひとり親以外の低所得世帯に対し交付したのですが、こちら前年度の支給実績に基づきます差額分を返還いたします。事業費分といたしまして 3,345 万円、事務費といたしまして 234 万 7,000 円を返還するものです。一旦私からは以上です。

○**こども課長** 続きまして、2 目児童運営費の説明欄です。1 つ目の白丸、保育所運営費、2 つ目の黒丸、電力使用料 633 万円余の増額につきましては、公立保育園 15 園の電力使用料について 12 月補正をいたしましたが、その後、電気料金がさらに高騰しました。予算不足が懸念されるため、再度補正をお願いするものであります。

3 つ目の白丸、児童福祉施設防犯対策事業 375 万円の減額につきましては、保育園園舎からの道路を映すための防犯カメラの設置工事について入札を実施したところ、カメラ本体の価格高騰などで入札不落となりました。年度内の工事完了が困難なため減額補正し、令和 5 年度当初予算に計上の上、新年度早々の入札で対応を考えて

おります。私からは以上です。

○**家庭支援課長** 続きまして 71、72 ページ、3 目ひとり親家庭福祉費、最初の白丸になりますが、ひとり親家庭福祉推進事業、最初の黒丸、自立支援教育訓練給付金 44 万 8,000 円につきましては、今年度の申請実績に基づきまして増額補正をさせていただくものです。その下の黒丸、前年度児童入所施設措置費国庫負担金返還金 58 万 5,000 円につきましては、昨年度実績に基づき国に返還を行うものです。

続きましてその下、4 目家庭支援費になります。白丸、こどもの未来応援事業になりますが、こちらにつきましても前年度子どもの学習・生活支援事業補助金返還金になりますが、前年度実績に基づきまして、差額分を返還するものです。私からは以上です。

○**教育総務課長** 続きまして、5 目児童健全育成費の白丸、児童館・児童クラブ施設改善事業 225 万円の減額につきましては、児童館から道路を映すための防犯カメラの設置工事について入札を実施しましたところ、カメラ本体の価格高騰などで入札不落となりました。年度内の工事完了が困難なため減額補正し、令和 5 年度当初予算に計上の上、新年度早々の入札での対応を考えております。説明は以上です。

○**健康づくり課長** 次の 4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費です。説明欄 1 つ目の白丸、未熟児養育医療給付事業の最初の黒ポツ、前年度未熟児養育医療国庫負担金返還金 25 万 5,000 円につきましては、前年度の未熟児養育医療給付事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

次の白丸、地域医療推進事業です。黒ポツの国民健康保険榑川診療所事業特別会計繰出金につきましては、918 万 3,000 円を増額するものです。こちら国民健康保険榑川診療所事業特別会計の決算見込みに伴う増額になりますが、詳細につきましては、この後の榑川診療所事業特別会計補正予算で説明をさせていただきます。

次の 2 目予防費、説明欄最初の白丸、予防対策事務諸経費です。一番下の黒ポツ、前年度感染症予防事業費等国庫補助金返還金、196 万 2,000 円ですが、こちらも事業費確定に伴う返還金を補正するものです。一旦私からは以上です。

○**ワクチン接種推進室長** その次の次の白丸です。新型コロナウイルスワクチン接種事業、この事業は新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業となりまして、今回の補正の内容ですが、マイナス分に関しましては、本年度において想定した接種見込みよりもワクチンの接種者が少なかったため、減額補正するもの。また、下から 2 つの黒ポツ、前年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金返還金、前年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金、こちらにつきましては、前年度において想定よりも被接種者が少なかったため、負担金と補助金の精算を行いまして、国から多く頂いた分を国に返還するための増額補正となります。

なお、今回、ワクチンの接種事業につきましては、ほぼ全額が国の負担金と補助事業となっておりますので、本年度の歳出分の減額に伴いまして歳入の減額補正も併せて行っております。私からは以上になります。

○**健康づくり課長** 次の 3 目保健対策費になります。説明欄 2 つ目の白丸、健康増進事業の 2 つ目の黒ポツ、前年度疾病予防対策事業費国庫補助金返還金 55 万 4,000 円につきましては、事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

次のページ、4 目母子保健費になります。説明欄の白丸、母子健診事業の 4 つ目の黒ポツ、前年度妊娠・出産包括支援事業補助金返還金 29 万 8,000 円と、次の白丸、母子相談支援事業の 3 つ目の黒ポツ、前年度妊娠・出産包括支援事業補助金返還金 23 万 8,000 円につきましては、いずれも事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

私からは以上です。

○**財政課長** 77、78 ページ、4 款 3 項 1 目上水道施設費の白丸、水道事業会計繰出金及び、79、80 ページ中ほどの農業集落排水事業会計繰出金並びに 8 款で出てまいります下水道事業会計繰出金の総額 2,000 万円の増額につきましては、いずれも原料価格の高騰によりまして公営企業会計の事業経費が増大していることから、価格高騰分の一部を支援するために新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしまして、繰出金を増額するものであります。

なお、この当該交付金を活用した本市の物価高騰対策につきましては、令和 4 年 11 月臨時会において 2 億 6,000 万円余の補正予算を御承認いただいたところです。その際、物価高騰の影響が特に大きい、生活に困窮されている方、子育て世帯など、真に困っていらっしゃる方への直接給付を最優先としたことから、そのときに公営企業会計の支援を見送ったというところです。

しかしながら、1 月末現在の令和 4 年度の決算見込みにおきまして、交付金を活用した複数の給付事業において当初想定したほど申請者が伸びなかったこともありまして、臨時交付金を活用した事業の決算額が国の交付金を下回る見込みとなったことから、あえて返還するというのではなく、今回その差額については見送った経緯はありますが、当初から要望もあった公営企業会計への支援に振替をして、交付金を有効に活用させていただくという内容です。私からは以上です。

○**農林課長** それでは、資料 79、80 ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費 6 目農地費中、2 つ目の白丸、ため池耐震化事業の 2 つ目の黒ボツ、県営ため池耐震化事業負担金 275 万円の増額は、本山ため池耐震化の国の事業費前倒しに伴う負担金の増額でありまして、財源としましては補正予算債 100%を見込んでおります。私からの説明は以上になります。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けた部分の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**永田公由委員** 64 ページをお願いします。生活困窮者自立支援事業から福祉灯油等支援金給付事業までの 6 つの事業がそれぞれ大きく減額になっていますけれど、これは当初の見込み違いなのか、それとも申請が予想より少なかったのか、その点を教えてください。

○**福祉課長** こちらについてはスピード感を持って支給ということがありまして、そのまま数字を全て把握するというのも難しい部分もあったので、当初は多めにやはり見てありましたので、実際 9 割以上の支給になっております。当初の部分と若干ずれはあったと認識しております。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 64 ページのふれあいセンターの関係でお聞きします。物価高騰で燃料費の補正という説明がありましたが、ふれあいセンター広丘はペレットボイラーを使用していると思いましたが、ペレットボイラーを使用することにより物価高騰の影響がどうだったのか、どのように判断されたのかお聞きします。

○**福祉課長** ふれあいセンターにつきましては、洗馬も広丘も東部も電気使用料が高騰ということがありましたので、燃料費が、ペレットの部分は赤字ではないのですが、電力使用料のほうが伸びてしまったということで、今回協定見直しをすることになっております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**柴田博委員** 70 ページの児童福祉施設の防犯カメラと 72 ページの児童館・児童クラブの防犯カメラの件です

けれども、いずれもカメラの価格が合わなかったということで説明があったのですけれども、これまで何台も防犯カメラを設置していると思うのですけれども、仕様か何かが変わったのでしょうか。

○こども課長 仕様は変わっていないのですけれども、例えば、6月に見積もりを取ったカメラの金額が4万8,000円、それが数か月後には6万円になっているという状況があります。また、撮影したものを記録しておくハードディスクですけれども、これも6万5,000円が10万円程度になっていて、本当に大きな高騰を見せております。

○柴田博委員 その影響というのは、なぜそんなに値上がりしているのですか。

○こども課長 大変難しいお話なのですが、やはりいろいろな資材の不足から来るものだと考えられます。

○柴田博委員 もう1点、違う点で。68ページの説明はなかったのですけれども、下のほうで、児童扶養手当を2,300万円ほど減額しているのですけれども、これはどういう理由でこういう減額になったのでしょうか。

○家庭支援課長 児童扶養手当につきましては、やはりコロナ禍におきまして、令和4年度の予算についても申請される方が増えるのではないかという当初の見込みを立てました。ただ、実際、ここまで推移している実績をみますと、一月当たり大体25人ぐらい想定より少なかったということがありまして、減額の額は大きいのですけれども、一月当たりになると、そのぐらいの数字で減ったというのが実態です。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 先ほどの柴田委員の70、72ページのところでですけど、異常な円安だとか輸入原材料の高騰だとか様々なことが考えられますけれども、これ、なくてはならないものだと思うのです。金額も数百万円単位のものなので、もし2割アップ、3割アップのものであったら、増額して、部分的な購入というわけにもいかなかったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○こども課長 見積金額の調整に時間がかかりまして、何とか入札にはこぎ着けたのですけれども、入札を行ったのが1月でして、そこで不落という状態になりました。また再入札という形になると補正をしなければいけないという中で、15園あるいは児童館9館をやるとなると、業者から3か月程度あれば余裕だけれども2か月程度では少し難しいという御判断がありましたので、このような形にさせていただきました。

○委員長 ちなみに来年度予算になった場合、最短で設置はいつ頃になりますか。

○こども課長 5月ぐらいに入札を予定しておりますので、少なくとも3か月あれば余裕で調達して設置ができると聞いておりますので、8月以内には大丈夫です。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、6款農林水産業費までの質疑を終了いたします。11時まで休憩をします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に、7款商工費から9款消防費までの説明を求めます。

○先端産業振興室長 7款1項2目商工振興費、白丸、塩尻型Ma a S構築事業の補正について説明します。81、82ページを御覧ください。今回、大きく2つの要因で補正予算を計上するものです。まず1つ目の要因としまし

て、令和5年度の自動運転実証実験に係る事業費について、デジタル実装タイプ交付金を財源として活用するため、国の補正予算に併せて、今年度予算として2,000万円を計上し全額繰り越すものです。

2つ目の要因としましては、今年度事業費のうち、自動運転実証実験について事業費確定に伴い1,000万円減額し、先ほどの2,000万円増額分とこの減額分を合算し、今回1,000万円の増額として計上するものです。私からの説明は以上となります。

○建設課長 引き続き、83ページからの8款土木費をお願いいたします。

2項道路橋梁費2目道路維持費、84ページ1つ目の白丸、道路等維持事業200万円の増額につきましては、本年度より市で道路パトロール員2名を配置し、道路パトロール体制の強化を図っているところですが、道路の穴埋め等に使用する補修用資材、常温合材ですが、こちらが不足したことにより増額をお願いするものです。

続いて、2つ目の白丸、除雪対策事業です。1億1,487万円の増額補正をお願いするものですが、2月にも大寒波や降雪がありましたが、例年実績等を踏まえまして除雪作業委託料、補修用資材、除雪協力助成金をそれぞれ増額をお願いするものです。なお、除雪対策事業の財源につきましては、本年度は1,141万5,000円が社会資本整備総合交付金の対象事業となっておりますが、それ以外は一般財源での支出となります。

続きまして、3目道路新設改良費の白丸、幹線道路整備事業491万9,000円の増額につきましては、年末に国の補助金、社会資本整備総合交付金の追加内示がありましたので、令和5年度予定しておりました仮称歯科大東交差点、現在工事を進めている部分ですが、こちらの改良工事の事業費の一部を前倒しで予算確保を図るものです。なお、社会資本整備総合交付金の補助率は100分の55となっております。

続きまして、3つ目の白丸、道路施設長寿命化改修事業ですが、1億5,577万2,000円の増額補正をお願いするものです。この事業につきましては、主に橋梁など道路施設の点検や修理及び舗装修繕工事を実施しているものですが、国の補正予算に併せ、令和5年度に予定しております日出塩跨線橋ですとか沓沢橋の補修工事、またグリーンロード、東山山麓線の舗装修繕工事などの事業費の一部を前倒しで確保するものです。

なお、財源につきましては、橋梁点検と補修工事は道路メンテナンス事業補助金、補助率55%、舗装修繕工事は道整備推進交付金、補助率50%を活用いたします。私からは以上です。

○都市計画課長 4項都市計画費8目輸送対策費、白丸、輸送対策事業380万円の増額につきましては、のり一との電話予約の増加によるオペレーターの増員経費及び燃料単価高騰の理由により運行委託料を増額補正するものです。

以上、7款商工費から9款消防費までの説明となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けたうち、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○牧野直樹委員 84ページの道路新設改良費の中の下から2番目の生活道路整備事業2,700万円の減額ですが、これは市道の改良工事と支障物件の移転補償ということで、どこの路線でどのような原因で減額にしたか説明をお願いします。

○建設課長 生活道路整備事業2,700万円余を減額しておりますけれども、こちらの要因としては、市道国鉄側道線の工事を現在進めておりますが、この一部区間で中電柱がJRを横断している箇所があります。この中電柱の移設が本年の4月から5月までどうしてもかかってしまうということで、この工事の一部を令和5年度に先送りする予定の費用。それともう1か所、吉田一区のセブンイレブンの南の市道の拡幅工事になります。支所の北

側になりますけれども、こちらを狭あい道路として拡幅改良する予定でしたが、少し用地取得が難行している部分がありまして、この分の予算は本年度は減額しているのですけれども、この入札差金以外の予算につきましては、令和5年度にそっくり先送りして追加計上しております。説明は以上になります。

○**委員長** ほかにありますか。

ないようですので、9款消防費までは終了といたします。職員の入替えをお願いします。

次に、10款教育費から歳入までの説明を求めます。

○**教育総務課長** 続きまして、89、90 ページ、10 款 1 項 3 目事務局費の白丸、教育センター情報教育推進費の備品購入費 3,080 万円の増額につきましては、オンライン配信機器等の活用による特色ある教育活動の展開に向け、市内小中学校の教室に配信機器を設置し、同時双方向の配信や交流、教育活動をデジタルとリアルの最適な組み合わせにより、その充実を図っていくもので、国の交付金を活用し、前倒しして予算計上するものです。なお、財源につきましては、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の中のデジタル実装タイプ交付金で補助率は2分の1です。

続きまして、91、92 ページ、2 項 1 目の白丸、小学校管理諸経費の消耗品費 1,125 万円の増額につきましては、市内小学校における新型コロナウイルス感染症流行下における学校教育活動の整備に向け、換気対策としてCO₂モニター、サーキュレーター等の感染防止用の物品を購入するもので、国の補助金を活用し、前倒しして予算計上するものです。財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金で補助率は2分の1です。その下の電力使用料 1,300 万円の増額につきましては、12 月補正で対応しましたが、その後、電気料金がさらに高騰したため、再度補正をするものです。

続きまして、4 目塩尻西小学校建設費の白丸、塩尻西小学校長寿命化改良事業 1 億 8,460 万円の増額につきましては、国の学校施設環境改善交付金の採択内示に伴い予算を前倒しし、学校施設の経年劣化等による機能回復、機能向上に必要な経費を予算計上するものです。財源につきましては、学校施設環境改善交付金及び起債で充當いたします。

続きまして、3 項中学校費 1 目学校管理費の白丸、中学校管理諸経費の消耗品費 630 万円及び電力使用料 1,000 万円の増額につきましては、小学校管理費でも御説明しましたが、同様の理由です。消耗品につきましては国の補助金を活用し、換気対策としてCO₂モニター等の感染防止用物品等を購入いたします。電力使用料につきましては12月補正予算以降、電気料金がさらに高騰したため、再度の補正をお願いするものです。私からは以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 予算書 93、94 ページ、5 項社会教育費 2 目総合文化センター管理費、白丸、総合文化センター管理事業、黒ポツ、総合文化センター改修工事 121 万 6,000 円につきましては、照明設備のLED化工事を進める中で、老朽化などに伴いまして支持金具の取付けや配線の張替えが必要な箇所が多数見つかりましたので増額補正をお願いするものです。なお、事業につきましては、次年度に繰越しをして実施をする予定です。

続きまして3目公民館費、2つ目の白丸、北部交流センター管理諸経費、電力使用料 350 万円につきましては、不足する金額の増額補正をお願いするものです。

97、98 ページ、6 項保健体育費 2 目体育施設費、1 つ目の白丸、体育施設整備事業、黒ポツ、野球場調査委託料 100 万円の減額につきましては、内容を再精査した上で外部委託を実施したかったため減額補正を行うもので

す。なお、庁内で野球場の現状分析を実施いたしまして、その内容につきまして野球関係団体の皆様との話し合いの場を設けて今年度対応させていただいております。

続きまして2つ目の白丸、総合体育館運営事業、100ページ説明欄2つ目の黒ボツ、会場使用料46万2,000円につきましては、総合体育館を行政がイベント等で使用した分の利用料につきまして、一括精算により支払うもの、またその下の黒ボツ、総合体育館運営事業継続支援金104万円につきましては、コロナ感染レベルの引上げに伴いまして中止となった大会の支払い済みの利用料を還付したことに伴いまして相当額を支援するものとなります。私からは以上です。

○**税務課長** それでは、引き続き歳入について御説明を申し上げます。資料19、20ページを御覧ください。歳入全般につきましても、歳出同様金額の確定または決算見込みなどによる補正ですので、主なものについてのみ御説明を申し上げます。

まず1款市税につきましては、いずれの税目も令和5年1月時点の調定見込額と徴収見込率から決算見込額を算出いたしまして予算現額との差額を補正するものです。

まず19ページ、1項市民税1目個人市民税につきましては、コロナ禍からの景気回復や賃上げの動きなどによりまして、補正額としまして9,570万円を増額補正するものです。

続いて2目法人市民税につきましても、景気回復により補正額としまして2,550万円を増額補正するものです。

次の2項1目固定資産税につきましては、家屋の新增築や企業の堅調な設備投資などで3,670万円を増額補正するもの。次の3項軽自動車税1目環境性能割につきましては、軽自動車の販売台数増によりまして560万円を増額補正するもの。続いて2目種別割につきましても、軽自動車の課税台数増などにより1,060万円を増額補正するもの。次の4項1目市たばこ税につきましては、新型コロナウイルスの行動制限解除などに伴うたばこの販売量増などにより1,000万円を増額補正するものです。

21、22ページ、最初の7項1目都市計画税につきましては、市街化区域内の新築家屋の増などによりまして1,950万円を増額補正するものです。私からは以上です。

○**財政課長** それでは、続きまして2款以降の一般財源について御説明を申し上げます。2款地方譲与税から25、26ページにあります12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも額の確定及び決算見込みに伴う増減となっております。主なもののみ申し上げますので、23、24ページをお願いいたします。

下から2つ目の7款地方消費税交付金8,100万円を増額につきましては、個人消費の持ち直しなどによりまして増額を見込むところであります。

25、26ページ、ページ中ほどの11款地方交付税の普通交付税1億1,496万4,000円を増額につきましては、国におきまして交付税の原資である所得税、法人税など当初の見込みを大幅に上回ったということから、国の令和4年度補正予算（第2号）によりまして地方交付税の総額の増額に伴いまして普通交付税の再算定が行われました。それにより増額をするものです。

39、40ページ、ページ中ほどの17款2項1目不動産売払収入につきましては、未活用の私有地でありました大門三番町地籍の旧大門水道組合事務所跡また片丘地籍の旧片丘駐在所跡地の売却に伴いまして1,600万円余を増額するものです。

次の2目物品売払収入につきましては、使用されなくなった消防車など不用物品等を官公庁オークションで売

却したことに伴う決算見込みによるものです。

41、42 ページ、上から2つ目の19款2項1目基金繰入金、それぞれの減額につきましては、市税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税などの増収見込みに伴いまして基金からの繰入金を減額するものです。

歳入の一般財源についての説明は以上となりますが、6、7ページをお願いいたします。7ページから8ページまでの第2表、繰越明許費ですけれども、国の補正予算に対応して前倒ししたもののほか、それぞれの事業の進捗に伴いまして記載のとおり30事業を令和5年度に繰り越すものとなっております。

8、9ページ、右側のページ第3表、債務負担行為補正のうち財務会計システム借上げにつきましては、業者側における電子決済システムの開発スケジュールの変更に伴いまして期間のみを変更するものであります。また市道高ボッチ線災害復旧工事につきましては、国庫補助対応の災害復旧事業でありまして、市債の借入れの年度調整の都合などもありまして、債務負担行為を追加するものです。

10、11ページ、最後、第4表の地方債補正ですけれども、これにつきましては、事業費の確定などに伴いまして、市債の限度額を変更または追加するものとなっております。説明は以上です。

○委員長 ただいま説明を受けました部分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○小澤彰一委員 7ページ、繰越明許費ですけど、榎川支所のお金について、内容について伺っていますが、JRとの関係の中でどういういきさつがあったのか、御説明をいただきたいなと思います。

○榎川支所長 繰越しになる主な要因ですが、JR東海との近接本協議によりまして、当初設計より工法変更を求められました。これによりまして、工法を親杭横矢板工法からバンウォール工法へ変更するに当たりまして、そのプレキャストコンクリート板というそうなのですが、この板が受注生産品ということにして、その製作に多くの期間を要するという事です。以上です。

○小澤彰一委員 先ほどの防犯カメラもそうですけれども、これは高騰するのが分かっているんで、JRの側の言い分であると、JRが負担をする部分というのはないのでしょうか。

○榎川支所長 増嵩は今のところなしということで進んでおります。期間の延長のみということなんです。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 92ページ、熊井課長の御説明の中で、中学校管理諸経費の中で、CO2検知器と聞こえたんですけど、その辺、もう1回説明してください。CO2検知器等々というような説明があったような気がしたんですけど、聞き違いでしょうか。教えてください。

○教育総務課長 換気の対策としましてCO2モニターですとかサーキュレーターの購入の予定を考えております。

○西條富雄委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、以上で令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第11号）の質疑を終了といたします。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

○牧野直樹委員 先ほどの防犯カメラの不落の件、6月の補正で出たものだと思うのだよ。違ったかな。それか

らやっとなんかになって不落ということは、その間何をやっていたかということだ。対応が遅かったのではないかと
いうのも1つ。これは来年になるとまた高いカメラを買い直さなければいけないというのが1つ。でかい損害
を市に与えた。その状況をよく判断していただいて、職員の皆さんは目を大きく見開いていただいて、6月に補
正をやったらすぐやっていかないとこういふ結果になってしまう。これは後手後手に回ってはいはだめ。これか
らよく注意してやっていただいて、よく世間を見回してもらって、間違いのないようにしていただきたいと思
います。今回は補正を認めるけど、次回はしっかりやるよとということ、意見を言いました。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第11号）については、原案の
とおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

では、入替えがあればお願いします。

次に進みます。

議案第24号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 議案第24号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第24号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
説明いたします。国保の補正予算書1ページから御覧ください。国民健康保険事業特別会計補正予算につきまし
ては、歳入歳出の総額には変更がありません。歳入から説明させていただきますので、7、8ページをお願い
いたします。

まず1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少などによる決算を見込み、
3,230万円の減額とさせていただくところです。

続きまして5款1項1目一般会計繰入金につきましては、低所得世帯の保険税軽減に関わる1節及び2節の保
険基盤安定繰入金の確定などにより、総額で1,269万9,000円の増額とするものとなります。

次の2項1目基金繰入金につきましては、特別会計の不足財源として繰り入れる財政調整基金を1,951万円余
増額とするものとなります。

次に、8款1項1目災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に関わる東京電力福島第一原子力発電
所の事故の被災者の方が転入によりまして国保に加入されたことに関しまして、国の基準に基づいて保険税の減
免を行ったため、減免額に対する国の財政支援分3万円を新たに計上させていただくものとなります。

次に2目の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金につきましては、マイナンバーカードの保険証利用
に関わる周知リーフレットの作成経費に対する国からの補助金5万5,000円を新たに計上させていただくものと

なります。

次に、歳出を説明いたしますので、9、10 ページをお願いします。1 款総務費につきましては、先ほど歳入で説明いたしましたリーフレット作成に対する国の補助金分を財源補正とするものとなります。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**永田公由委員** 8 ページの財政調整基金繰入金、総額で1 億 1,700 万円余になりますけど、残高はどのぐらい残っていますか。

○**市民課長** 令和4 年度末の残高見込みで3 億 4,700 万円余と見ております。以上です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、令和4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3 号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第24 号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第26 号 令和4 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第3 号）

○**委員長** 議案第26 号令和4 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第3 号）を議題いたします。説明を求めます。

○**健康づくり課長** それでは、議案第26 号令和4 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第3 号）をお願いします。1 ページからお願いします。

第1 条ですが、歳入歳出、予算の総額から歳入歳出それぞれ396 万7,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,105 万6,000 円とするものです。榑川診療所事業特別会計の決算見込みに伴いまして必要な補正を行うものです。

最初に歳出から申し上げます。13、14 ページ、1 款総務費1 項1 目一般管理費の説明欄の白丸、一般管理事務費は不用額を減額するものです。

2 款医業費1 項1 目医業事業費の説明欄の白丸、医業事業事務費ですが、こちらも不用額を減額するものです。黒ポツの診療業務委託料につきましては、医療消耗品ですとか医療薬剤費、あるいは検査等の経費につきまして実費による精算を行いまして、これに基づいて減額するものです。

続いて歳入になります。9、10 ページ、1 款診療収入1 項外来収入ですが、各診療収入が見込みを下回ったために減額補正をするものです。その中の5 目ですが、その他診療報酬収入につきましては、35 万1,000 円の増額

となっております。こちらは新型コロナウイルスワクチンの接種ですとか高齢者のインフルエンザ予防接種等による収入です。

2項1目諸検査等収入、黒ポツの各種検診収入です。こちらは当初特定健診等を見込んでいたわけですが、実施をしなかったために全額減額となっております。

11、12 ページ、2款使用料及び手数料1項手数料1目手数料、黒ポツの診断書作成料ですが、決算見込みによりまして減額をするものです。

続きまして、3款繰入金です。1項1目一般会計繰入金です。黒ポツ、一般会計繰入金918万3,000円ですが、診療収入等の減額等によりまして収支差額分について一般会計より繰り入れるものです。

次に、4款市債1項1目病院事業債です。黒ポツの過疎対策事業債が全額の300万円の減額となっております。こちらにつきましては、当初過疎債のハード分としまして診療所のボイラー更新工事に充てるために予算計上していたわけですが、県から過疎計画の中で当該事業については該当するところがないという御指摘がありまして、起債の活用に至らなかったために今回減額補正とさせていただくものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○副委員長 歳入も歳出も減額ということなのですが、当初再開をして1年間やってみるということで来たわけですが、最終的に減額補正。例えば歳出の消耗品が実費で精算をして今回補正減、歳入についても収入の減ということなのですが、1年間やってみて、担当として、目標を下回っているということに関してそういった分析は行っておられますでしょうか。

○健康づくり課長 今、委員御指摘のとおり、一番想定外だったのが、診療収入が当初見込みより少なかったということで、患者が見込みよりも大分少なかったということです。それで、先日医療に関するアンケートを実施しまして、その辺の理由につきましてもろもろ分析をしまして、その中では1年間休止だった期間に別の医療機関を受診しまして、その関係でなかなか戻りづらいというような意見が多数ありました。その辺を踏まえまして、檜川診療所の地域医療を今後どうしていくか、これは地域の皆さんとも一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

○副委員長 これから考えていく部分については、また当初予算のほうで私はお聞きをするつもりでおりますが、この1年間に関しては、今言われた話は当初から予想もされてもいましたし、私どもも一般質問も含めて絶対そうになっていくというふうに指摘もさせていただいたと思います。

この傾向がずっと続いていくと、これは最終的には檜川地域に、そうなる診療所はいらないのではないかと、過剰な投資ではないかと、そういう話が出てくるのが目に見えているのではないかと私は危惧をするわけですが、それはいかがですか。そういった議論を部内で真剣にやっていたらというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○健康づくり課長 担当としましては、やはり地域医療を確保するために診療所は必要であると考えております。それで今、週1回の診療日、やはり診療日数が少ないという地元からの御要望があるものですから、何とか週2日なり3日なり、半日だけでもできないかということで今調整をしておりますが、なかなか医師の確保の問題ですとか、あるいは財源等の問題もありまして、要望に応えられない状況が続いておりますが、担当課としては地

域医療を確保するために努力はしていきたいと考えているところです。

○副委員長 もう1点、4ページの過疎対策事業債の財源であります、ボイラー更新が過疎債の対象事業から外れるという指摘であるから該当なしということですが、ということはボイラー更新という事業そのものをやっていないということになりますか。

○健康づくり課長 ボイラー更新につきましては、令和4年度に実施いたしまして、竣工しています。財源につきまして、過疎対策債が認められなかったということで、一般会計繰入金のほうで対応させていただくということです。

○副委員長 では、全額一般会計のほうでこれは賄ったという解釈でよろしいですね。

○健康づくり課長 そのとおりです。

○副委員長 分かりました。

○委員長 ほかにありませんか。

○西條富雄委員 今の患者の問題ですけど、例えば皆さんも歯医者へ行って、近くに歯医者があったから歯医者を変えるかという患者の気持ちは分かっているなければ、今の副委員長の発言もちょっと私は首を傾げるのですけれども。そういうことを言うだけではなくて、地元議員として、例えばのるーと塩尻を、患者を迎える診察日に回してくださいと要望を出すとか、あるいはもう1個、今医療と介護をくっつける話になっていますので、介護施設が平沢でしたか、ありますので、そういったところとくっつける格好になれば、患者数は間違いなく増えてきます。そういった改善策を提案していかないと、この話はだめになると。

これを、現状をどうこうするというところプラス今のような改善提案をしていかなければ、私はこれは進んでいけない話だと思います。その辺について、2番目の介護と医療をくっつける話については、どんなお考えがありますか。

○健康づくり課長 やはり多くの方に来ていただく、そういう施策を打っていくことが大事だと思います。今現在、檜川診療所で社協の出張相談というようなものを行っているものですから、そういうものの中で健康の話等をしていただいて、診療に結びついていくようなことも方策の1つとして考えているところです。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 1年近くになるのですが、やってみて1日平均何人ぐらいの患者さんがいたのか、それから少し増えてきているのかどうかお聞きします。

○健康づくり課長 4月から2月までの実績ですが、1日平均で9.5人となっております。増えているかどうかということですが、8月頃集計した時点では8.何人でしたので、若干は増えているという傾向が見えるところです。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。
では、次に進みます。

議案第27号 令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第27号令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第27号令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。後期高齢者医療特別会計の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,065万3,000円を追加しまして、予算の総額を8億7,847万1,000円とするものとなります。

歳入から説明いたします。7、8ページ、1款1項の後期高齢者医療保険料につきましては、決算見込みにより、年金からの天引きによる1目の特別徴収保険料の現年度分を210万円の増額、2目の普通徴収保険料を2,550万円増額するものとなります。

3款1項一般会計繰入金金の2目保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減額の確定に伴い1,694万7,000円を減額とするものとなります。

続いて歳出の説明をいたします。9、10ページ、2款1項1目の広域連合納付金につきましては、歳入の保険料収入の補正額に連動いたしまして、長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金の総額を1,065万3,000円増額するものとなります。説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。

自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第27号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。
次に進みます。

議案第25号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○**委員長** 議案第 25 号令和 4 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** それでは、議案第 25 号令和 4 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について御説明をいたします。1 ページを御覧いただきたいと思います。

第 1 条を御確認ください。歳入歳出予算からそれぞれ 2 億 1,203 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 4,255 万 7,000 円とするものです。

それでは、事項別明細書について、初めに歳出から御説明をいたします。なお、お示ししております予算の減額補正につきましては、全て決算見込みに伴う補正となります。

それでは、15、16 ページ、2 款保険給付費につきましては、決算見込みにより、ほとんどの給付費は減額補正になりますが、一番下に記載の 1 項 5 目居宅介護住宅改修費は、要介護認定者の住宅改修に利用できるサービスになりますけれども、段差解消や扉の取替えなどの高額になる工事の件数が多くなったため、今回増額補正するものです。

17、18 ページ、2 項 2 目地域密着型介護予防サービス給付費は、要支援認定者の増加に伴いサービスの利用が増えたため、増額補正となっております。

19、20 ページ、3 款 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては、要支援認定者や事業対象者の増加により利用が増えておまして増額としております。歳出の説明については以上です。

続いて歳入を御説明しますので、7、8 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目の介護給付費負担金から次のページ、5 款 2 項 2 目の地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金につきましては、事業の決算見込みに伴う補正になります。

また、6 款 1 項 1 目介護給付費繰入金から次のページの 5 目その他一般会計繰入金は、事業に対し国、県、支払基金からの法定割合による負担額を除きました市の負担分の一般会計繰入金について、事業の決算見込みに伴う補正するものです。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**樋口千代子委員** 16 ページをお願いいたします。まず居宅介護サービス給付費の減額の理由と、3 年間のサービスの利用実績を出していただくようお願いいたしました。その理由につきましては、物価高で利用回数を控えているという話が聞こえてきておりますので、在宅でサービスを受けていらっしゃる皆さんの現状が苦しいものであるかどうかということをお聞きしたいと思って質問いたします。

○**長寿課長** 資料を御提出させていただきましたので、それに沿って御説明させていただければと思います。介護サービス利用実績の資料 1 枚目になりますけれども、居宅介護サービスにつきましてお示しをしております。令和元年度から 3 年までの実績と、それから 4 年度は利用分までを記載しております。令和 4 年度が中間値でありますので、給付費での比較が難しいかなと思ひまして、月当たりの利用件数で参考にしていただければと思いますが、利用の推移としましては、表上段にあります訪問系のサービス、こちらは維持増加傾向で、その下の通所系のサービスは利用件数が減っているような状況にあります。

利用控えというケースというのは、利用者にとっては必要なサービスでありますので、それほど多くはないと思いますが、例えばコロナが陽性になったという場合や遠方の家族が接触したというような場合には事業所のほ

うから利用を控えていただくようお願いをすることもありますので、そういった点でコロナの発生以降、件数が減っているような状況で、給付費が減額になっているような状況が見えているようになります。

物価高騰が影響しているかということについてなのですが、こちらはケアマネジャーや事業所のほうにも確認をしたところ、そのような声を直接聞くようなケースはないというようなことでありますし、窓口にも物価高騰が理由で利用のほうは控えたいというような相談も受けてはおりません。恐らく物価高騰自体は利用者の生活には非常に影響は大きくなっているかとは思いますが、日常生活のほかの部分のところで上手に節約をしていただきながら工夫をしていただいてサービス利用をしているような状況かと思えます。物価高騰が直接の利用減少の原因ではないというふうにこちらのほうは捉えております。

○樋口千代子委員 通所リハを使っていらっしゃる方からそういう御意見もありましたので、しっかりと現状を把握していただいて、困っている方がいないように対応をお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありませんか。

○樋口千代子委員 続きまして、施設介護サービス給付費のところですが、施設介護サービス給付費の9,400万円近くの減について、その理由についてお聞きしたいと思います。

○長寿課長 施設サービスにつきましては、裏面の資料でお示しをしております。施設のサービスについては、御覧いただきますと特養ですとか介護老人保健施設、こちらの利用が減少している状況が見えます。これは全国ですとか県でも同様に、前年度と比較をすると、施設サービスの利用は、利用者数が減少しているため給付費のほうも減少になっているような状況があります。

こちらにつきましては、例えばコロナの陽性になって高齢者が入院したりすると、空床期間が長引いた場合は、その利用料が発生しなくなるというようなことで、その空床を埋めることができない期間が生じますと、施設サービスの給付費には大きく影響が出てくるものというふうに捉えております。以上です。

○樋口千代子委員 では、コロナが原因だというふうに限定なさっていらっしゃるわけでしょうか。

○長寿課長 それも1つ理由ではあるかと思いますが、もう1つ考えられるものとしましては、要介護認定者が減っている、塩尻市の場合は要介護の認定を取られている方が、全体の割合としましては要支援の方に比べて減っているような状況でありますので、そのサービス利用料というのは、介護度が高い区分ほど高額になりますので、その区分の方が減少するということは、施設サービスの給付費にも影響が出てくることも1つの要因となっているというふうに考えております。

○樋口千代子委員 もう1点、松塩筑木曾老人福祉施設組合の待機者数を出していただきましたけれども、先日の介護保険事業者連絡会で、市内の民間の特養の方とグループホームを運営している方たちから、現在待機者はいないと、民間の特養に施設の準備を整えばいつでも入居できるというようなお話が出ました。松塩筑木曾老人福祉施設組合に関しましては、私が知っている方2例ですが、8か月近く待ってお入りいただいたという方と、1年以上前に事前認定調査が終わっていますが、まだ待機していらっしゃるという方がいらっしゃる状況ですので、松塩筑木曾老人福祉施設組合の現在の待機者数と待機期間についてお聞きしたいと思います。

○長寿課長 松塩筑木曾老の組合の待機者数につきましては、資料をお示しさせていただきましたとおり、待機者は、令和元年度と比較して、直近の今年2月の状況では4割ほど減少している状況です。平成27年度に法改正がありまして、要介護3以上の方が利用することができるとなりましたので、申請する対象者が減少しているというこ

とも待機者の減少の要因になっているかと思えます。有料老人ホームですとかサービス付き高齢者住宅などの入所施設の整備が進んでいるということで、高齢者の住みかとしての選択肢が増えてきたということもその要因で申請が減ってきている状況かとも思われます。

待機期間につきましては、令和4年の4月の調査では、塩尻市全体の特養の待機者、資料にはありませんけれども、73人ありました。そのうち申請してから3か月以内待機をしているという方が27名、6か月から1年の方が20名、1年から3年の方が23名、4年以上という方は3人ということで、64%程度は1年以内で申請から待機をしている状況です。松塩筑の待機の期間というのは把握ができていない状況ではありますが、市全体としてはそのような状況になっております。

ある程度軽度で自立している間は有料老人ホームなどを利用していただいて、重度になってから特養に申請されるということで、高齢で特養の利用者が重度化するということで、医療機関への入所だったり亡くなることで入所から退所までの期間が短縮していて、以前より入退所の回転は早くなっているとお聞きをしております。

○樋口千代子委員 今言いましたように、民間のほうはもう待機者がいないという状況や、松塩筑木曽では待機者がまだまだいて待機期間も長いという中で、四賀福寿荘と木曾あすなる荘を地域密着型特養に持っていくという、民間より先にそういう方向を示されたわけです。高齢者も減ってきているので、そういうことではあると思いますけれども、松塩筑木曽の待機者がまだまだいらっしゃるということと、待機期間があまりに長過ぎるということをやはりよく検討していただいて、4月から第9期の介護保険事業計画が始まるわけですから、しっかり対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、1時10分まで休憩をいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時08分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。部屋の温度に合わせて上着の脱着は自由にしてください。

○委員長 議案第 28 号令和 4 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 議案第 28 号令和 4 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

まず、第 2 条、収益的収支について。収入、水道事業収益を補正予定額 425 万円増額し、18 億 5,977 万 8,000 円とし、支出、水道事業費用を補正予定額 261 万 3,000 円増額し、16 億 2,708 万 8,000 円とするものです。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を補正予定額 222 万 7,000 円増額し、1 億 3,808 万円とするものです。

貸借対照表 8 ページ下の欄、注期の補正で、退職給付引当金の取崩しについて、退職手当の支給額確定に伴い 628 万 9,000 円に改めるものです。

次に、9 ページからの説明明細書、収入、1 款 2 項 4 目 1 節他会計補助金 425 万円は、今年度の電力価格高騰による電気料増額分に充てるための一般会計繰入金です。

10 ページの支出につきましては、人件費のうち退職給付引当金繰入金につきまして、人事異動等による増額分を補正するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、令和 4 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 28 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 29 号 令和 4 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○委員長 議案第 29 号令和 4 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 別冊、議案第 29 号令和 4 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）で説明いたします。

1 ページ、第 2 条、収益的収入の予定額で、第 1 款下水道事業収益を補正予定額 1,389 万円増額し、29 億 4,065 万 6,000 円とし、収益的支出の予定額で、第 1 款下水道事業費用を補正予定額 126 万 3,000 円増額し、27 億 156 万 9,000 円とするものです。

第 3 条、資本的収入の予定額で、第 1 款資本的収入を補正予定額 2,950 万円増額し、12 億 6,873 万 3,000 円とし、資本的支出の予定額で、第 1 款資本的支出を補正予定額 5,900 万円増額し、22 億 8,734 万 1,000 円とするものです。なお、この補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、第 3 条本文のとおり、

それぞれ補填する額を補正いたします。

9、10 ページ、今回の補正は水道事業会計と同様に、収益的収入については一般会計繰入金の補正、収益的支出については消費税納税額の増額です。

11、12 ページ、資本的収入及び支出については、国庫補助金の追加内示を受け、下水道ストックマネジメント事業において幹線管路約 18 キロメートルのカメラ調査費用 5,900 万円の建設改良費の支出と、これらの事業の財源となる補助金の補正です。なお、補助率は2分の1です。説明は以上です。御審議のほど、お願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第29号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第30号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議案第30号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 別冊、議案第30号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）で説明します。

1 ページ、第2条、収益的収入の予定額で、第1款農業集落排水事業収益を補正予定額 186 万円増額し、2億7,183万1,000円とするものです。収益的支出の予定額で、第1款農業集落排水事業費用を補正予定額 16万9,000円増額し、2億6,072万8,000円とするものです。

8、9 ページ、今回の補正は下水道事業会計と同様に、収益的収入について一般会計繰入金の補正、収益的支出については消費税増税額の増額です。説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 30 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、次に一般会計に入りますので、準備をお願いいたします。

議案第 15 号 令和 5 年度塩尻市一般会計予算

○委員長 議案第 15 号令和 5 年度塩尻市一般会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 議案第 15 号令和 5 年度塩尻市一般会計予算について御説明を申し上げます。予算の各項目の説明に先立ちまして、予算の全体概要を説明いたします。恐れ入りますけれども、お手元に令和 5 年度予算案概要を御用意いただければと思います。なお、この後、予算でも個別の説明が控えておりますので、ここではポイントのみ御説明申し上げますので御了承ください。

まず、表紙ですが、令和 5 年度の予算案概要ということで、記載のとおり一般会計の予算規模につきましては 306 億円ということで、これは令和 4 年度に次ぐ過去 2 番目の規模となっております。

1、2 ページ、こちらは令和 5 年度予算の特集ページとなっておりますけれども、令和 5 年度であります、第五次総合計画の総仕上げの年となるということもあります。また、百瀬市長が編成をする初の当初予算ということでありまして、第 3 期中期戦略に掲げた事業及び市長マニフェストを重点化したところです。そのほか、右側のページにもありますが、物価高騰対策、DX 推進、グリーン社会の実現に向けた取組など、こうした課題にも対応した予算となっております。それぞれの分野で主な事業を記載していますので、こちらについては、恐れ入りますが御覧をいただければと思います。

続きまして、3、4 ページ。3 ページ、まず 1 番の国の地方財政対策の状況等ですが、こちらについては記載のとおりです。地方財政対策については、前年に比べていずれも交付税等増額の総額が確保されたという状況です。

3 ページ下に、2 番として予算編成に係る基本的な考え方ということを記載しています。ここに赤字で記載したとおり、マニフェスト、また、目指す都市像の実現、そのほかの先ほど申し上げた事業等、これを予算の編成の柱としたところです。

4 ページ中ほどでありますけれども、こちらにつきましては、第五次総合計画第 3 期中期戦略、この戦略にひもづく事業を基本戦略、またはプロジェクト、施策ごとに集計をしたものです。1 つ目の基本戦略 A につきましては 59.5 億円ということで、前年から 4.5 億円の増となっております。また、基本戦略 B でありますけれども、こちらにつきましては前の年から 4.3 億円の減であります。

続きまして、5 ページ、上から基本戦略 C でありますけれども、こちらは前の年から 0.4 億円の増であります。

最後、基本戦略を包括し機能的に推進するプロジェクトですが、前の年から 0.3 億円の減となったところです。

それでは右側、6 ページ上から、3 番の予算規模等ですが、繰り返しとなりますが、予算規模については 306 億円、過去 2 番目の規模ということです。(1) の表にあるように、一般会計のほか 4 つの特別会計、3 つの公営企業会計、併せまして令和 5 年度予算の総額といたしましては 517 億円余という状況となっております。また、(2) として、令和 4 年度に前倒しした事業であります、午前中の補正の御審議の中でも御説明を申し上げたものもありますが、国の補正予算に対応いたしまして、記載のとおり 9 事業 5 億 9,700 万円余を令和 4 年度に前倒しをしています。

続きまして、7ページの予算規模であります。こちらについては省略をいたしまして、真ん中、基金の残高ですけれども、こちらは物価高騰などによりまして、またマニフェストの反映等あります。前の年から2億円増の8億円の財政調整基金を当初予算で取り崩すこととしたところです。グラフの濃い色のところが財政調整基金となっております。こちらにつきましては、決算見込みに基づく令和4年度の残高については41.5億円、ここから当初予算に計上する8億円の取り崩し等によりまして、令和5年度末の残高につきましては33.6億円という見込みとなっております。

続きまして、(3)の地方債ですけれども、この地方債の残高につきましては、令和5年度末280億円ということで、こちらについては残高が5.8億円ほど減っております。特に濃い色のグラフのところの臨時財政対策債ですが、こちらにつきましては国税収入の増加などによりまして、普通交付税が増加しております。それに伴いまして、結果として財政不足を補う臨時財政対策債については大幅に減少しているという状況です。

続きまして、8ページが一般会計予算の見積り状況でありまして、歳入の状況です。歳入についても、また予算書等での説明がありますので、主立ったところを申し上げますけれども、まず一番上の1款市税ですけれども、令和5年度の見込額といたしまして101億円余ということです。前の年から3億4,100万円ほどの増額となっております。

続きまして、2款の地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国及び県の推計見込みを参考に計上したところです。また、15款国庫支出金でありますけれども、こちらについては、コロナ関連事業ですとか、あと普通建設事業費の減少に伴い減額となっております。また、一番下の22款市債ですが、こちらについても普通建設事業費、また先ほど申し上げた臨時財政対策債の大幅減ということで減少しております。

続きまして、9ページが、税目の内訳であります。先ほど、市税100億円余ということで申し上げましたけれども、御覧いただいたとおり大半の税目が増加をしているという状況です。個人市民税は給与収入等の増でしたり、固定資産税では新築家屋の増などが主な要因となっております。

また、10ページ、歳出の目的別となっております。歳出については、恐れ入りますが次のページの性質別で申し上げたいと思います。

11ページが、歳出の性質別となっております。大きなカテゴリーの中では、一番上の義務的経費の2つ目、扶助費でありますけれども、扶助費につきましては43億2,600万円余ということで増加をしておりますが、特に、このところ障害福祉サービスなどが伸びているというような状況です。

また、次の大きなカテゴリーの投資的経費のうち、普通建設事業費ですが、こちらについては23億9,800万円余ということで前年から大幅に減少しておりますが、こちらについては旧檜川支所の除却工事の皆減、また第五次総合計画の最終年ということもありまして、もともとその計画の中では大型のハード事業というのが抑制をされているということもありまして、普通建設事業費は減少している状況にあります。また、投資的経費の中にあります一番下ですが、災害復旧事業費であります。こちらは4億円余ということで、内容につきましては市道高ボッチ線の計上によるものです。また、その他の経費であります。物件費、補助費等、減少しておりますけれども、こちらについてはコロナ関連の事業が減少しているということが主な要因です。

続きまして、12ページから28ページまでが第五次塩尻市総合計画の施策体系別の予算の概要ということで、こちらには主な事業につきましては、事業名、また予算情報、事業概要等を記載してありますし、凡例のとおり

赤字の新という新規事業、また緑色の片仮名のマ、マニフェスト関連事業ということで表記をしています。個別の内容につきましては、また、担当課から説明がありますので省略いたします。

29、30 ページ、主なハード事業の一覧を記載しています。御覧のとおり、赤の囲みが新規事業、青の囲みは継続事業ということで、またこちらも個別の内容については、後ほど予算の説明がありますので、よろしくお願いいたします。大変、雑ぱくではありますが、予算概要の説明については以上となります。

○**委員長** それでは、次に歳出から説明をしていただきます。1 款議会費 79 ページから、2 款総務費 1 項総務管理費 9 目支所費 116 ページまでの説明を求めます。

○**総務人事課長** 予算書 79 ページ以降の歳出の人件費につきまして、先に説明をさせていただきます。人件費につきましては、午前中の補正予算の中でも御説明させていただきましたが、各課共通でありまして、当該科目ごと、説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、会計年度任用職員につきましては会計年度任用職員の報酬、会計年度任用職員手当などとして計上をしております。

特別職につきましては、市長、副市長の退職手当をゼロといたしましたことなどによりまして、減額となっております。一般職につきましては、職員数では、職員の退職が想定を上回る状況となったために、前年比で 4 人減となっております。職員数の減少に伴い、給料や職員手当関係においても減額となっておりますが、特に退職手当に関しましては、令和 5 年度からの定年延長制度が大きく影響をしております。来年度 60 歳を迎える職員は、令和 4 年度の定年退職者と同数の 13 名ですが、60 歳以降の働き方の意向を確認する中で、半分程度が定年延長を希望し、残り半分程度は退職を希望する見込みですので、これらを基に退職手当を令和 4 年度当初の半分程度の額に減額をしております。

また、時間外勤務手当についても、選挙の回数が減ること、ワクチン接種対応についても規模が縮小傾向にあることから、減額をしております。会計年度任用職員につきましては、ワクチン接種関係が縮小傾向であること、選挙対応が減ることなどから、当初ベースの比較では、職員数においては 58 人の減少としておりますけれども、令和 5 年度で会計年度任用職員の処遇改善を行うなどによりまして、報酬や期末手当、共済費が増額となっております。私からは以上になります。

○**事務局次長** 予算書 79 ページ、1 款議会費の令和 5 年度予算の総額につきましては 1 億 9,503 万 4,000 円で、前年度対比 209 万 6,000 円の増額ということです。

80 ページ説明欄、3 つ目の白丸ですが、議会活動費の主な事業内容としましては議会 D X の推進でありまして、タブレット端末を活用し、資料のペーパーレス化の促進、デジタル予算書の審査に対応していくためのタブレットに係る電話料及び使用料を計上いたしております。また、手話言語条例の施行に伴いまして、議会の傍聴等における手話通訳料を増額しております。議会費については以上です。

○**総務人事課長** 続きまして、83、84 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費になりますが、右側説明欄の一番上の特別職給与費は、特別職 2 名の給料、手当、共済組合負担金となっております。次の事業、職員給与費につきましては、総務部、企画政策部、会計課等の一般職員 87 人分の給料、手当などとなっております。

続きまして、人事事務諸経費になります。1 億 3,312 万円につきましては、総務人事課、企画課などの会計年度任用職員の経費のほか、定年延長制度が始まることに伴い、人事給与システムの改修が必要となることから、その改修委託料、及び人事給与システム使用料などが主なものとなっております。なお、今回から会計年度任用

職員の社会保険料につきましては、厚生年金分を社会保険料へ、健康保険などは共済組合負担金に分けて計上をしております。

続きまして、法制執務費 794 万円余につきましては、法令に則した行政運営を行うための経費でありまして、情報公開・個人情報保護審査会、行政不服審査会の委員報酬のほか、条例規則等に関する例規システムの保守管理に係る委託料が主なものとなっております。

続きまして、85、86 ページをお願いいたします。一番上の文書事務費 4,450 万円余につきましては、庁内文書発送に係る郵便料や、公文書の電子化に伴う文書管理システムの使用料が主なものです。文書事務費の一番下にあります備品購入費につきましては、歴史的公文書を総合文化センター 3 階に搬入し選別を行っておりますが、文書棚が不足してきたため、新たに棚を購入するための費用です。

続きまして、平和祈念事業です。74 万円余につきましては、市民の平和意識の向上を図るための経費でありまして、市内中学生の広島平和教育研修、平和祈念の集い等、平和祈念事業に係る費用が主なものです。私からは以上です。

○**公共施設マネジメント課長** 次の白丸、庁舎施設管理費 7,561 万 7,000 円につきましては、本庁舎の維持管理に係る経費になっております。

87、88 ページ、説明欄の白丸、車両管理諸経費 1,749 万 2,000 円につきましては、共用で使用する公用車の維持管理などの経費です。下から 3 つ目の黒ポツ、有料道路等使用料 281 万 4,000 円につきましては、高速道路等の有料道路の使用に関する経費ですが、支払いに係る事務の効率化を図るため、これまで事業ごとに計上していた有料道路等使用料を車両管理諸経費に一括して計上することとしましたので、前年度より 240 万円余の増額となっています。私からは以上です。

○**財政課長** 89、90 ページ、説明欄 1 つ目の白丸、契約事務諸経費につきましては、委託業務、また、工事等に関する入札契約事務に関する経費でありまして、会計年度任用職員報酬、また、財務会計システム使用料などが主な経費となっております。私からは以上です。

○**固定資産評価審査委員会事務局長** 続きまして、同じく予算書 89、90 ページ、上から 2 つ目の白丸、固定資産評価審査委員会費 45 万円ですが、固定資産課税台帳に登録された課税額への不服を審査決定するために設置されている固定資産評価審査委員会の運営に係る経費でありまして、主には委員報酬及び会議や研修会の出席に要する経費です。私からは以上です。

○**秘書広報課長** 続きまして、2 目秘書広報費、説明欄の白丸、秘書事務諸経費 617 万円余ですが、市長の対外的な活動の交際上必要な経費、また 11 月 3 日実施の市長表彰式などの記念品代等です。

91、92 ページ、最初の白丸、都市交流事業 23 万円余ですが、これまで本市の姉妹都市との都市交流事業を担ってまいりました塩尻市都市交流協会が、令和 4 年度、今年度をもって解散となります。令和 5 年度より、市が都市交流事業を引き継いで行ってまいります。予算の主なものとしましては、4 つ目の黒ポツ、姉妹都市交流事業補助金で、市内の団体等が姉妹都市と行った親善交流事業の経費に対します補助金です。

次の白丸、広報広聴活動事業 3,338 万円余ですが、昨年度策定いたしました広報戦略に基づきまして、市政に対する興味・参画を促すため、市民ニーズに合いました効果的な広報活動を引き続き行ってまいります。主なものとしましては、毎月 1 回発行しております広報塩尻 2 万 2,400 部の印刷製本費、仕分作業委託料、配送委託料、

また、テレビ松本やホームページなど、各種情報発信に係る委託料、使用料等です。私からは以上です。

○会計管理者 続きまして 93、94 ページ、3 目会計管理費、1 つ目の白丸、会計事務諸経費は 2,666 万 4,000 円で、そのうち 4 つ目の黒ポツ、口座振替等手数料 882 万 6,000 円につきましては、市税等の納入に関し、口座振替や納付書の取扱い件数に応じて金融機関へ支払う手数料のうち、一般会計で負担する分を計上しています。

なお、本年 4 月から地方税統一 QR コードが導入されます。対象税目は、個人市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国保税となります。その納付書に QR コードが付されるわけですが、対応する金融機関の窓口で QR コードを読み取って収納した場合や、納税者自身がスマホで読み取って決済する場合の手数料につきましては、その実績を持って翌年度の地方税共同機構から負担金として請求となるため、その分の減を見込みまして令和 4 年度より 54 万 5,000 円の減額としております。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、次に 4 目財政管理費、1 つ目の白丸、財政管理事務費ですが、これは財政事務に関する事務的な経費です。

次の白丸、財務会計事務スマート化事業につきましては、デジタル予算書・決算書の導入に伴うシステム使用料などの主な経費となっております。私からは以上です。

○公共施設マネジメント課長 続きまして、5 目財産管理費、説明欄の白丸、財産管理事務諸経費 7,212 万 3,000 円につきましては、市の土地や建物などの公有財産などの保険や、維持管理に要する経費や、公共の用に供するための土地等の賃借や登記などに係る経費となっております。

予算書 95、96 ページ、説明欄の上から 7 番目の黒ポツ、特定建築物定期報告委託料 838 万円余につきましては、不特定多数の人が利用するなどの特定の建物は、老朽化や設備の不備などがあると大きな事故や災害につながる恐れがあることから、適切な維持管理を行うことにより重大な事故を未然に防ぐため、建築基準法に基づき建物や設備を定期的に調査などして県に報告する制度となっております。建築物の調査報告の周期が建物の用途によって 2 年もしくは 3 年となっており、6 年に 1 度、それぞれの報告時期が重なり、それが令和 5 年度になることから、調査対象施設数が増え、前年度と比較して 650 万円余の増額となっております。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、次の白丸、基金積立金です。歳入の利子及び配当金における各基金の利子等をそれぞれの基金に積み立てるものです。

次の白丸、土地開発基金繰出金につきましては、土地開発基金の利子を同基金に積み立てるものです。私からは以上です。

○企画課長 97、98 ページ、6 目企画費、右側の説明欄、上から 4 つ目、総合計画策定事業につきましては、今年度から進めております第六次総合計画につきまして令和 5 年度も継続して検討を進めていく事業です。主なものにつきましては、下から 2 つ目の黒ポツ、総合計画策定支援業務委託料。こちらにつきましては、継続して総合計画策定支援業務を SCOP にお願いするものでありまして、中期戦略の個別ワークショップの運営、施策体系等の資料作成、計画冊子のデザイン、印刷業務を委託するものです。

それからその下、国土利用計画策定業務委託料、こちらにつきましては、平成 27 年度からの第三次国土利用計画が現在進行中でありまして、この計画とは、市全体を市街地ゾーン、田園ゾーン、環境保全ゾーンに区分をいたしまして、都市と自然の調和の取れた土地利用の基本方針を定めるものです。具体的に申し上げますと、将来を見据えた土地の利用構想図の作成や、市全体の土地利用の転換の方向性を示す計画で、来年度第四次の計画を

策定するための委託料となっております。説明は以上です。

○**秘書広報課長** 続きまして、下から2番目の白丸、ふるさと寄附金事業9,320万円ですが、ここ数年の寄附額の推移から、令和4年度から歳入につきまして、当初予算では一旦2億円と想定いたしました。それに伴いまして、ふるさと寄附の返礼品購入費用としての寄附謝礼品、返礼品発送作業等のふるさと寄附業務委託料、ふるさとチョイスほか4社のふるさと寄附ポータルサイト特設案内使用料につきまして、昨年度と同額とさせていただいております。

最後の白丸、シティプロモーション・移住支援事業2,911万円余ですが、こちらは内部プロモーション、本市の魅力の発信と、外部プロモーション、移住支援を実施していくものです。最初の黒ポツ、会計年度任用職員報酬199万円余と、次のページ、3つ目の黒ポツになりますが、地域おこし協力隊員活動補助金200万円ですが、こちら地域おこし協力隊1名分の報酬や、その活動に係る補助金です。

98ページが一番下の黒ポツになりますが、相談業務委託料850万円です。こちら積極的な移住支援を推進するために、令和4年度より移住相談者のフォローアップなどをワンストップで行うための移住相談窓口を委託しておりますが、こちらの業務委託料となっております。

99、100ページ、2つ目の黒ポツ、シティプロモーション冊子作成業務委託料550万円ですが、魅力ある様々な地域資源等を広く市内外に訴求するためのシティプロモーション冊子を作成するものです。想定としましては、平成29年度に作成いたしました別冊KURA信州塩尻をバージョンアップする形で、来年度1年かけまして作成しまして、配布は来年度の終わりから令和6年度にかけてを考えているものです。

最後の黒ポツ、結婚新生活支援事業補助金840万円ですが、結婚に伴う新生活への経済的不安を軽減するために、新婚世帯に対しまして支援を行うものです。直近の合計年間所得が500万円未満の、婚姻日において39歳以下の新婚夫婦に対しまして、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越し費用などの経費に対しまして、39歳以下の夫婦30万円、29歳以下の夫婦に60万円の補助をするものです。

また、本市独自の支援としまして、定住につなげていくために住宅取得、リフォーム費用につきましては、最大で10万円の上乗せ補助を行っていくものです。財源につきましては、国からの地域少子化対策重点推進交付金で、補助率は3分の2です。私からは以上です。

○**企画課長** 次の白丸、新規事業開発プロセス構築事業として、この内容につきましては、職員の自発的な政策形成能力の向上により組織力の強化を図るということを目的としまして、令和3年度から設置をしましておじり未来創造ラボによりまして、未来志向の政策研究、社会実証を行う事業となっております。

計上額200万円の内訳ですが、政策研究部門として100万円、社会実証部門として100万円ということで、政策研究につきましては、今年度信大との共同研究で進めております地域ブランドの研究を継続し、第六次総合計画の長期戦略に明確に位置づけたいというもの。それから、社会実証につきましては、年度当初に庁内職員の公募を実施しまして特任研究員を任命し、具体的な研究に入っていくという内容です。説明は以上になります。

○**デジタル戦略課長** 私からは、7目情報開発費の主な事業について御説明いたします。100ページの上から2つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業1,002万円余につきましては、住民情報システム保守管理に係る経費のうち、デジタル戦略課負担分です。

なお、負担金は業務を利用する担当課に割り振っています。主なものといたしまして、3つ目の黒ポツ、シス

テム改修委託料 458 万円につきましては、DX 戦略にて定めた自治体情報システムの標準化、共通化に向けた住民情報システム改修費用で、塩尻市が独自に持つ外字を標準基盤文字に同定する作業費用です。この作業につきましては、令和 4 年度に実施する予定でしたが、国の方針の変更により実施できなかったため、令和 5 年度にて実施するものです。なお、財源につきましては、地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援補助金で、補助率は 10 分の 10 です。

101、102 ページ。102 ページ、3 つ目の白丸、庁内 DX 推進事業 2,431 万円余につきましては、予算説明資料の 5 ページも併せて御覧ください。本事業は DX 戦略にて定めた行政機能の高度化と効率化を図るため、RPA などの ICT ツールの活用による業務改革の推進と、デジタル化に対応した職場環境を構築するため、Web 会議環境の拡充を行うものです。

続きまして、4 つ目の白丸、行政 DX 推進事業 548 万円余につきましては、予算説明資料の 5 ページも併せて御覧ください。本事業は、DX 戦略にて定めた新たな行政手続きの実装のため、キャッシュレス決済基盤の導入とデジタルデバйд対策の推進をするものです。2 つ目の黒ボツ、デジタル活用支援委託料は、デジタルデバйд対策として、誰一人取り残さないデジタル化を実現するため、高齢者を対象としたスマホ活用講座を令和 4 年度に引き続き実施するものです。令和 5 年度は、これに加えて、自治会の ICT 化の利活用をサポートするため、地区の役員を対象としたスマホ活用講座も開催いたします。

なお、財源につきましては、文部科学省の国民のデジタルリテラシー向上事業補助金で、補助金は 58 万円です。

3 つ目の黒ボツ、電子収納サービス使用料と、4 つ目の黒ボツ、共同利用負担金につきましては、証明書の請求などを初めとした各種申請につきましては、スマホなどによる電子申請と電子決済を可能とするものです。私からは以上です。

○地域づくり課長 続きまして、同じページ、8 目地域づくり振興費 9,505 万円余をお願いします。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費 427 万円余につきましては、地域づくり係及び長野県民交通災害共済の事務に係る経費です。

103、104 ページ、最初の白丸、行政連絡諸経費 4,639 万円余につきましては、市内 66 区の区長の皆様の行政連絡活動等に係る経費で、6 つ目の黒ボツ、行政連絡委託料 4,536 万円余が主なものです。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業 919 万円につきましては、予算説明資料 11 ページ上段を併せて御覧ください。こちらは、ふれあいのまちづくり事業補助金、集会所改修事業補助金、防犯カメラ設置補助金を、それぞれ要望のあった区等に交付するものです。

次の白丸、防犯灯管理事業 2,691 万円、最初の黒ボツ、防犯灯設置改修補助金 1,473 万円については、指定防犯灯及び一般防犯灯の LED 改修等に係る補助金です。次の黒ボツ、LED 防犯灯電気料補助金 1,218 万円については、LED 防犯灯の電気料の補助金です。こちらの財源につきましては、信州 F パワープロジェクト用地貸付料を充てております。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業 827 万円余につきましては、一番下の黒ボツ、地域活性化プラットフォーム事業補助金 800 万円が主なもので、地域課題を解決するために、地区が主体的に取り組む事業に対して補助金等を交付するものです。令和 5 年度は 4 つの地区に対して交付いたします。

105、106 ページ、9 目支所費でありまして、支所費全体で 5,014 万円余です。説明欄の白丸、片丘支所管理運

営費から 115、116 ページの檜川支所管理運営費まで、全て各支所の維持管理、あるいは諸業務の運営に関する経費等でありまして、令和 5 年度につきましては特筆すべき経費がありませんので、詳細な説明は省略いたします。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けた部分について質疑を行ないます。委員の皆さんから質問はありますか。

○**横沢英一委員** 90 ページあたりにあったと思うのですが、前年度の予算書の中に、紙のタイムマシン活用事業というのが載っていたのですが、今回、なくなったのは、どういう理由でなくなったか、教えていただきたいと思います。

○**市民生活事業部長** 詳細な説明につきましては、担当であります生活環境課長がおらないものですから、概略だけ説明させていただきます。このリースが来年の 2 月頃に切れるということで、今のところ、更新ということを検討している段階でありますので、一応、リースが来年の 2 月頃に切れるということです。

○**委員長** いいですか。

○**横沢英一委員** やはり、紙のタイムマシンとって、私どもは、前の頃は、非常に斬新というか、再利用ができるという目線では、非常にいいのではないかとということで、いつも聞いていたのですが。それと、古紙の回収には、障がい者の皆さんがされるというお話もありましたし、そして、何年ぐらい、この事業はやっていたのかということ調べたのですが。

○**委員長** 横沢委員、すみません。これは 4 款衛生費の中に載っているもので、そこで聞いてください。198 ページに載っています。

○**横沢英一委員** 分かりました。ここにありますね。

○**委員長** ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 物価が上がったりしていて、大変な状況なのですが、会計年度任用職員の賃金というのは、時間給と月給みたいになっていると思うのですが、どの程度上がったか、お聞きしたいと思います。

○**総務人事課長** 会計年度任用職員の賃上げにつきましては、一種で平均して 8,600 円ほどを予定しております。

○**古畑秀夫委員** 時給の人たちというのは、前には 910 円とかと言っていたけれども、それはどのぐらい上がっていますか。

○**総務人事課長** 今、910 円なのですが、それを最低 950 円というところで行う予定であります。以上です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 総合計画策定事業に関係してお聞きします。令和 4 年、新市長が誕生したときにタウンミーティングを各地域回ったときに、若者世代の参加者が少し少ないと感じております。今後の第六次の総合計画では、若者世代、子育て世代がもう少し参加しやすい体制を作っていただければいいと思っておりますが、その点についての対応とお考えをお聞きします。

○**企画課長** 現段階で第六次総合計画の計画策定のタウンミーティングにつきましては、7 月ぐらいに市内 10 地区を回ろうというように想定をしておりますが、若者世代の意見を聞くといったことについては、全体の市民の皆さんの各地区の中で、参加は当然募集をかけたいと思っておりますけれど、なかなか難しい部分もあろうかと思っております。

今回、1月に新しい未来を創る重点推進フレームといったもので、いろいろな重点施策に係るチームをつくっておりまして、その中でも、例えば子育て支援のチームですとか、中心市街地の活性化チームといったもの、ターゲットを絞り込んだ、タウンミーティング的な意見を聞く場というものを恐らく設けていかなければいけないでしょうし、市長が新春に広報対談で高校生の意見も聞いていく中で、こういった場面もぜひということで指示をもらっております。第六次総合計画の策定ということに限らず、そういった若者の意見を取り込めるような場の設定を検討してまいりたいと考えております。

○山口恵子委員 ぜひ、多様な市民の声が反映されるような対応をお願いしたいと思います。タウンミーティングのときも、会場に来られない、オンラインで参加されていた方からも、とても好評だということをお聞きしておりますので、そのような方法で参加できるような体制づくりもお願いしたいと思います。これは要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 私からは100ページ、シティプロモーション移住支援事業のことでお伺いします。地域おこし協力隊活動補助金200万円とあります。地域おこし協力隊活動費のほかには、商工振興費とか、木曾漆器振興費等にも載っているのですが、このように市、国で支援している補助金支援制度についての、その後についてお伺いしたいものですから、今回、質問書を出しました。

これまでの参加者は、どのぐらいいらっしゃるか。一番私の知りたいのは、任期終了後の起業者数とか、起業の業種、あるいは定住率を聞きたい。いわゆる費用対効果をどこまで把握できているかをお伺いします。定住率については、私の調査では、大阪府、東京都、山口、静岡、熊本。長野県は、少し下位になってきているのですが、そんな調査までしましたけれども、教えてください。

○秘書広報課長 私からお答えいたします。補足説明資料ということで提出いたしました。別紙1ということでお願いいたします。まず、地域おこし協力隊活動補助金200万円以外の補助、支援制度ということですが、こちらにつきましては、塩尻市として地域おこし協力隊の起業等支援事業補助金としてございます。内容につきましては、着任後2年以上経過した者に、通常3年任期ですが、3年目もしくは3年終了しまして、終了後の1年目の間に起業等行った場合に、その経費に対しまして予算の範囲内で補助金を交付するというものです。補助金額100万円を上限としまして、補助率は10分の10です。

対象の経費としましては、設備費、備品、建物等のそういったものに関わるものです。賃借費とか、あと起業ということで法人登記をするケースもありますので、登記に要する経費等も含まれております。こちらの財源につきましては、特別交付税措置されるものとなっております。

これまでの参加者数ですけれども、協力隊は、本市では平成27年に採用を始めておりまして、これまで合計16人でございまして、うち10人が既に退任しております。

任期終了後の起業者数ですけれども、退任10人のうち6人が起業しているという状況でありまして、資料の4に起業の概要ということでお示ししております。こちらは起業当時の内容でありまして、その後の経過等は特に全員を把握しているものではありませんので、よろしくお伺いいたします。

任期終了後の定住率ですけれども、先に6番に先に行かせてもらいますが、長野県につきましては全国17位ということで、こちらは参考としてありますが、令和3年度の地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果ということということで、総務省で出しているものです。

5番に戻っていただいて、本市の定住率ですが、退任10人のうち5人が定住ということで、50%ということですが、全国の平均的なものは53.1%ということですので、大体平均というところであろうかと思っております。協力隊につきましては、地域協力活動に従事することや、最終的に地域に定着することにより地域力の維持強化が目的です。本市の定住率も、先ほど申しあげました全国平均並となっております。退任後も、先ほどの起業のみでなく様々な面から地域での活動を続けることによりまして、地域力の維持強化につながっているケースが出ておりますので、費用対効果としましては、成果が出ているものというように認識しております。

また、協力隊の活動状況は、市のホームページですとか、各人がSNSで発信等をしておりますので、今後、より一層、情報発信に努めていきたいと考えております。説明は以上になります。

○西條富雄委員 定住率50%ということで、非常にいいとは思っているのですが、こういった協力隊、国あるいは市が補助することによって、費用対効果はもっと上がることを望んでいるのですが、それがたまたま調べている中に、退任している方はそういう発言をしてしまうかもしれませんが、こんなはずじゃなかったとか、いろいろなことがあるのです。退任された方の理由を、分かっている範囲でいいので教えてもらえませんか。シティプロモーション係で分かりますか。

○秘書広報課長 退任の10人のうちの、例えば、残りの4人ということですか。

○西條富雄委員 退任10人と、ここにあります。任期が3年あって、任期で辞められた方が定住されなかったという考え方でいいでしょうか。

○秘書広報課長 退任10人で、5人につきましては、そのまま任期満了で定住しているということでありまして、残りにつきましては、任期終了後にそれぞれの事情がありまして、本市に住まなかったということになっておりまして、その部分は本人の意向ということになりますので、詳細まではつかめていないということです。

○西條富雄委員 退任された方のプライバシーもあると思いますので、それは突っ込んで聞きませんが、ぜひ、国からの補助金もついていることについては、積極的に塩尻もやっていただきまして、関係人口を増やす関係で人口減少に対しての対策を考えていただきたいと思います。要望です。

○永田公由委員 この退任された10人、この方たちは、またどこかの地区で地域おこし協力隊に募集したりできるのですか。

○秘書広報課長 制度としてはできるというように聞いております。

○永田公由委員 そうすると、塩尻市で退任して、またどこかよその地区に行って、地域おこし協力隊員でやっている人もいる可能性もあるということですか。

○秘書広報課長 そうです。制度上でいくと、その可能性はあると思います。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 104ページのコミュニティ活動支援事業ですが、これは各地区からの要望だとか、そういうものの積み上げでこういう予算になっていると思うのですが、これは柔軟に、希望が突然あったときにさらに増やすことができるのかとか、内容について柔軟性があるかどうか伺いたいのですが、

○地域づくり課長 今回計上いたしましたものは、今年度、区長等に要望を取ったものを予算化しております。防犯カメラ設置費の補助金のみ、若干当年度の緊急用の対応がありますが、原則として令和5年度になって新規にやりたいというものに対しては、原則、すぐには対応できないものとなっております。

○小澤彰一委員 だんだん高齢化が進んで、地域共同体というものの力がなくなってきているわけです。ですから、かつてだったら、みんなで直して、みんなでお金を出し合ってきたというのが、なかなかできない。例えば、宿場町にある水場の問題だとか、あるいは公衆トイレだとか、この資金で贄川の駅を大分きれいにしていたただいたのだけれども、できる限り要望に従って、自由度の高い運用の仕方を、ぜひしていただきたい。これは要望です。

それから、防犯灯に関してなのですが、LEDは消費電力が少ないのと、それから耐久性と言うのですか、比較的寿命が長いので、これはやはりLEDにしていくべきだと思うのです。ただ、実際の街灯の下に行くと、これは暗いのです。実際には明るいのですが、指向性が高いものですから暗く見えてしまうのです。特に高校生などが冬期の間、黒いようなジャンパーを着て歩くものだから、自転車に乗っていたり、あるいは歩行者がなかなか見えにくい。単にLEDを入れるだけではなく、街灯にふさわしいような新しいものがあつたら、そのものに更新していただくなり、あるいは工夫していただくなり、やっていただきたいと思うのですが、その辺のことは検討されていますか。

○地域づくり課長 御提案、ありがとうございます。LEDの種類等については、こちらで特に指定はしていませんので、現状のものが暗いと御指摘があれば、こちらでも、例えば、何か世の中にもう少し良いものがあればお勧めしていく等、研究させていただければと思います。

○小澤彰一委員 ぜひ、お願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 98ページのふるさと寄附金事業ですけれども、想定される寄附金は2億円ということで、係る経費が9,320万円ということですが、その差額が塩尻市に入るといように考えていいのですか。

○秘書広報課長 この9,320万円がふるさと寄附に係る諸経費になりまして、それで引いたものが入るとい、そういった形になります。

○柴田博委員 塩尻市民で、ほかの自治体に寄附されている方もいると思うのですが、その辺は、この支出とは直接関係ないですが、予算をつくる時などには考慮されているのでしょうか。

○秘書広報課長 これにつきましては、どうしてもそのとき、要はふるさと寄附でありますので、そこまではつかめてはいないという、あくまで私どものところにつきましては、それぞれの内容につきまして計算をして9,320万円ということを出しているという、そういった状況になります。

最終的には、税務課から決算という形で、うちの市民がほかのところへ納税した分ということでは、そういったものは出てまいりますけれども、これにつきましては、そういった計算は含まれていないという形になります。

○柴田博委員 財政なり税務課なりでいいのですが、その辺については考慮されているのですか。

○財政課長 ふるさと寄附については、今、秘書広報課長が申し上げたとおり、経費等については差し引いたものが入ってまいります。それ以外は、本市から他の市町村へ寄附をされている方というのは当然いらっしゃるの、その分については税務課で数字を把握しております。この後の税務等の科目の説明もありますので、金額等については後ほど詳細な金額をお答えいたします。

○柴田博委員 この制度は、今は全国的にやっているのですが、地方自治体として、こういう制度というのは、どのように考えるのですか。私はあまり、このままずっと続けるような制度ではないと思っているの

ですけれども、その辺はどうですか。

○企画政策部長 制度にそぐわない過剰な返礼品の競争というのが、大変問題になりました。返礼率5割を超えるような自治体があって、しかも特産品でないものを返礼しているというもの。国から厳しい指導があったのは、委員も御存じかと思います。その後、ルール化がありまして、おおむね3割で、特産品の基準も明確に定められて、それに沿ったルール運用をしているので、今のところ、制度としては固まってきたものであると考えるのですが。

それから、税の偏重を、いわゆる首都圏ですとか大都市圏に集まる税が地方に還流するという一定の効果もありますが、まだまだ、なかなか住民税のいわゆる減額分が入ってくる寄附金よりも多い、例えば東京都の世田谷区でありますとか、杉並区のような事例がある。こういう問題も抱えておりますので、私は、より制度に磨きをかけていく必要があると思います。

○柴田博委員 違う問題で。先ほどの防犯灯の関係ですけれども、1,218万円の補助を出すということですが、財源として、Fパワー用地の賃貸料という説明があったのですが、当初は森林公社で行う電力の小売で上がった利益をそれに充てるという話だったと思うのですが、それがなくなってしまって一般会計で出しているのだと思っていたのです。こういうFパワーの用地の賃貸料とか、それですようになったのは、いつからですか。

○財政課長 正確な年度を記憶してなくて申し訳ありません。委員、御指摘のとおり、森林公社の事業が終了した時点で切り替えたものと記憶しております。年度については、後ほどの回答でよろしいでしょうか。

○柴田博委員 聞きたかったのは、森林公社がだめになったときに、すぐこれに切り替えていたという、そういうことでいいですか。

○企画政策部長 私が前任の部長のときの担当でありましたので。森林公社の小売電力事業が、卸売電力の高騰によって廃止、正確には休止という形になったときに財源が途絶えたといった中で、2,400万円余のFパワーからの賃借料を、確か当時の小口市長の決断によって充当財源に振り替えたと記憶しております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今回の関連で、防犯灯のLED化の電気料補助金というのは、指定防犯灯ということか、どの程度の、どういう種類の防犯灯への補助金を出しているのか、電気料ですが、分かったらお願いします。

○地域づくり課長 電気料の補助につきましては、指定防犯灯は全て、あと一般防犯灯についてはLED化されたものみの補助です。

○古畑秀夫委員 そうすると、LED化してあるのは、各地区、指定防犯灯以外でも、みんな補助を出しているということですか。この前、区の決算書が来て見たが、結構大きなお金、防犯灯の電気料代金を払っているものですから。下小曾部の場合はほとんど替えたと思っていたのですが。そういうことで間違いはないということですか。

○地域づくり課長 今年度、お支払いをしたものにつきましては、令和3年度までに交換した指定防犯灯とLED化された一般防犯灯について、お支払いをしております。

○委員長 LED化の定義を説明してください。

○**地域づくり課長** 原則は、こちらではLED化については、電球を替えるのではなくてLED灯にさせていただくことを推奨しております、そちらについて補助金を出しておりますが、中には電球のみをLEDの電球に替えるところがあります。こちらについては、補助の対象にはなっておりませんが、LED化率としては1件と算定しておりますので、市で把握しているものについて、今現在で79%強、暫定ですけれども、そこまで進んでおりますが、その中にはLED灯プラスLED電球の数をLED化率に含めております。

すみません。訂正をさせていただきます。LED電球の交換も補助の対象に含めております。

○**委員長** LEDの電力契約を変えないとだめですか。電力契約を変えないと。

○**地域づくり課長** 当然、替えた後には、電力会社に申請をしないと変わりませんので、主には替えた電気会社が行っておりますが、電球だけを、例えば地域の役員さんが替えたものについては、電力会社に申請をしないとLED灯の電気には改定をされません。たびたびで恐縮ですけれども、LED電球自体は電気料の補助の対象になりますけれども、改修するほうの補助金については、電球は入らないということです。

○**委員長** いいですか。ほかに。

○**山口恵子委員** 102 ページの行政DX推進事業の中でデジタル活用支援委託料がありまして、これは主にデジタル支援員の人件費というように捉えてよろしいのかどうか。それから、デジタル支援員がどのぐらいいらっしゃるのかお聞きします。

○**デジタル戦略課長** デジタル活用支援委託料につきましては、振興公社KADOに委託しているものです。この中の経費というのは、資料の作成であったりとか、講座の計画料であったりとか、いろいろな諸経費を含みますが、委員、御指摘のとおり、主なものは人件費です。KADOの人たちがスタッフとして講座のスタッフに当たるのですけれども、高齢者の方が対象ですので、いわゆる普通の公民館などで行う講座よりもスタッフを手厚くしております。ですので、3人の受講者に対して1人ぐらいを充てられるようにということで、1回の開催で最低でも5人のスタッフを用意するような形でしておりますので、その辺の絡みで人件費がかかっているというところですよ。

○**山口恵子委員** 参加された方は、とても好評なのですが、実際にこれまで何回実施して、何人の方が参加されたのか、状況が分かりましたらお聞きします。

○**デジタル戦略課長** 昨年度、令和4年度の実施ですけれども、10地区を対象に開催を計画したのですけれども、1地区、参加者が非常に少なかったものですから、そこはやめました。9地区で10回です。1地区は定員を15名というように絞っていますが、非常に多くの方の募集があつて1回では開催しきれなかったもので、1地区だけ2回開催しております。トータルで10回です。

参加者の方の内訳ですけれども、大体、60代9名、70代41名、80代以上25名で、合計で76名の方に御参加いただきました。アンケート等もとらせていただきましたけれども、ぜひ、また今年も開催していただきたいというような好評をいただきましたので、開催したいと思います。以上です。

○**山口恵子委員** 状況はよく分かりました。引き続き、来年度も実施していただけるということで、よろしくお願ひします。

あと、もう一点、地区で役員を対象に実施する計画があるということですが、これは地区から要望があつたところなのか、全地区一律に行かれるのか、どのように取り組んでいくのかお聞きします。

○デジタル戦略課長 こちら、地区の役員の方を対象にするということは、特別に地区の方から要望等があったわけではありませんが、市長の公約の中で地域の活性化というようなことがありますので、地区の住民の方のデジタルリテラシー、まずはスマホを使って地区の方々、例えば役員同士でLINEを使うであるとか、そういったことに活用できる場が多いのではないかとということがありました。こちらは地域づくり課とも一緒になって進めているのですけれども、市で電子収納とか、電子申請とかという、そういう仕組みをつくっています。ですので、まだつくっていないのですけれども、地区からの、役員の方が書類をたくさんつくって出すというのが手間ですので、それをスマホでつくって送れるような電子申請を、ゆくゆくはつくっていきたいと思っています。

そのための下地として、まずはデジタルリテラシーの向上ということで、地区の役員を対象にしたスマホ講座を開催します。こちらは全地区というわけにはいかないものですから、4回ほどに分けて、2回コースぐらいで4回ということで開催を予定しております。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○財政課長 先ほどのFパワー用地の使用料の切り替え年度ですが、令和3年度から切り替えています。補足ですが、その際、令和3年度Fパワー用地の使用料につきましては、防犯灯管理事業のほかに、幾つかの林業の関係、また木質バイオマスの循環システム、そのほか森林再生事業等、幾つかの事業に充てております。そうした割り振りをいたしまして、防犯灯管理事業に充当してなお不足する分については、同じ時期に設立をいたしました地域循環型社会の基金からの繰入金も併せて充当して、地区の防犯灯のLED化、電力の省力化に役立っているという状況です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。なければ、説明を受けた部分の質疑は終了します。

2時45分まで休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時44分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。次に進みます。

第2款総務費1項総務管理費10目生活支援対策費115ページから、2款総務費6項監査委員費140ページまでの説明を求めます。

○市民課長 10目生活支援対策費の説明欄1つ目の白丸、消費生活支援対策事業について御説明します。こちら、相談員の報酬や法律特設合同相談に関わる弁護士等への謝礼などとなります。なお、消耗品に含まれる特殊詐欺電話被害防止対策機器の購入費用70万4,000円は補助率10分の10、あと、普通旅費等に含まれます相談員の研修等につきましては補助率2分の1で、地方消費者行政活性化事業補助金の対象となっております。

続きまして、説明欄2つ目の白丸、外国籍市民支援事業につきましては、相談員の人件費のほか、市内のボランティア団体へ委託しております日本語講座委託料や、多言語翻訳に対応いたしましたタブレット端末のアプリケーション使用料などとなります。なお、相談員の人件費、翻訳タブレットの使用料及び通信料につきましては補助率2分の1で、国の外国人受入環境整備交付金の対象となります。私からは以上です。

○総務人事課長 続きまして、117、118ページ、11目職員厚生費です。職員健康管理・福利厚生費1,613万円余につきましては、職員の労働安全衛生及び健康保持増進のための各種検診に係るもののほか、産業医への報酬

やメンタルヘルスカウンセリング、ストレスチェックに伴う委託料等になっております。

続きまして、12目職員研修費、人材育成事業1,934万円余ですが、人材育成活用基本方針に基づき、より生産性の高い組織の構築を目指し、システムの有効活用により人事DXに引き続き取り組んでまいります。また、新たにリスキング研修を実施するほか、引き続き採用DXを推進すると共に採用試験の実施時期の見直しですとか、採用プロモーションの強化により多様な人材の獲得を図ってまいります。

その中で、2つ目になりますけれども、特別旅費につきましては、来年度、新たに図書館において岐阜市との職員の相互派遣を予定しております。これは、岐阜市、神奈川県大和市との間で図書館の連携・協力に関する同盟を締結しております。複合施設における課題解決に向けた調査研究のほか、職員の資質向上のための交流を行うという中で、今回、岐阜市との間で職員の相互派遣の話がまとまりましたので、新規に派遣をするものです。また、長野県地方税滞納整理機構への派遣も新たに行うことから、今回増額となっております。

また、5つ下になりますが、パソコン等使用料につきましては、職員採用試験オンラインシステム及び人材マネジメントシステム使用料を計上しております。なお、令和4年度では人材マネジメントシステムのイニシャルコスト分がありましたが、その分が減額となっております。私からは以上です。

○危機管理課長 続きまして、13目防災防犯費、説明欄の白丸、防災防犯諸経費につきましては、地域防災力の強化と市民の防災防犯意識の向上を図ることを目的にしまして、災害に備えた備蓄品の購入や自主防災組織への資機材整備に対する補助、また、塩尻朝日防犯協会への負担金など、災害や犯罪防止に備えた整備を行うものがあります。

119、120 ページ、説明欄2つ目の黒ポツ、防災ラジオ通信機器保守業務委託料につきましては、令和3年11月に開局しました高ボッチ高原FMにおいて、Jアラートや防災無線の緊急放送を割り込んで放送するためのシステム連携に関わる設備、回線等の保守点検業務を委託するものです。その下の黒ポツ、ハザードマップ更新業務委託料についてであります。前回マップを更新した平成31年3月以降、新たな基準による浸水想定区域が公表されたり、土砂災害警戒区域が追加指定されたりしているため、最新の情報を反映したハザードマップに更新するものです。

なお、財源については、社会資本整備総合交付金、補助率2分の1を活用してまいります。その下の黒ポツ、被災者生活再建支援システム等使用料についてであります。被災情報等を一元管理し、被災者台帳の整備や罹災証明の発行のほか、生活再建支援に関する業務全体をマネジメントし、支援業務を迅速かつ効率的に行うためのシステムの使用料であります。現在使用しているシステム提供が今年度で終了となるため、令和5年度からは別のシステムに移行し、運用してまいります。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業につきましては、気象観測機器や防災行政無線等の適正な管理及び保守点検を実施し、災害に備えた防災減災体制の維持を図るものであります。下から5つ目の黒ポツになりますが、設計調査委託料830万円であります。これにつきましては、檜川支所跡地に建設の計画をしています防災施設に係る実施設計と地質調査の委託料です。檜川地区は大雨等による土砂災害の被害を受けやすい地域であるということから、平常時は備蓄品の保管庫として、災害時には支援物資の集積拠点として機能する防災施設を整備し、檜川地域の防災体制を強化するものであります。なお、財源には緊急防災・減災事業債を活用してまいります。私からは以上です。

○**市民交流センター長** 続きまして、14目市民交流センター費、120ページ、説明欄2つ目の白丸、市民交流センター管理諸経費は、市民交流センターの施設の維持管理を行うための経費です。次ページにかけまして、施設管理委託料、駐車場整理業務委託料などに係る経常的経費、長期修繕計画に基づく工事の費用、施設管理分担金などです。

122ページ、下から2つ目の黒ボツ、工事請負費につきましては、今年度実施しました西北面の外壁シール工事に続きまして、東南面の外壁シール工事を予定しております。また、その下の施設管理分担金につきましては、今年度、電気料金高騰に伴いまして、12月に2,300万円余の補正をお願いしておりますけれども、その実績を踏まえまして、昨年度比増額としているものです。

次の白丸、市民交流センター交流企画事業は、各重点分野での交流を促進するためのイベント実施などに関わる経費です。実施してまいりましたイベントの成果を評価し、内容の見直しを行いながら進めてまいります。

123、124ページ、説明欄1つ目の白丸、協働のまちづくり推進事業は、市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための事業に関する経費です。市民営提案事業委託、市民活動支援業務委託、まちづくりチャレンジ事業補助金などが事業の柱です。私からは以上です。

○**監査委員事務局長** 続きまして同じページ、15目公平委員会費、公平委員会運営事務諸経費62万5,000円ですが、職員の勤務条件に関する措置要求への審査判定等及び職員への不利益処分に関する審査請求に係る決定等を行うために設置されました公平委員会の運営に関わる経費でありまして、主には委員報酬及び会議や研修会の出席に要する経費です。私からは以上です。

○**税務課長** 続きまして、予算書の125、126ページ、2項徴税费2目賦課徴収費、126ページ、最初の白丸、賦課事務諸経費1億2,932万円余につきましては、市税の課税に係る経費を計上したものです。

新規に計上した主な経費としましては、上から4つ目の消耗品費269万円余の中に、令和5年7月1日から交付を予定しております電動キックボード用ナンバープレートの制作費として26万円余を含めております。また、中ほど、パンチオペレート業務委託料の2つ下、個人住民税税額通知電子化システム改修委託料688万円余、それから次の森林環境税賦課徴収システム改修委託料559万円余、それから、その下の電子申告税目拡大対応設定委託料44万円余、これらの3つの委託料につきましては、令和6年1月の地方税ポータルシステムeLTAXにおける外字データの統一や、令和6年度から新たに課税される森林環境税への対応、またeLTAXで取り扱う税目の拡大など、国の電子化のスケジュールに沿ったシステムの改修費として、それぞれ新規増となる経費です。

予算書の127、128ページ、最初の白丸、固定資産評価替等対応事業4,281万円余につきましては、次期評価替え、令和6年度に向けた、段階的に進捗を図る経費を計上したものです。こちらの事業につきましては、新たに計上した事業はありません。私からは以上です。

○**債権管理課長** 続きまして、私からは、次の白丸、徴収事務諸経費について御説明いたします。こちらの経費は、適正な債権管理による公平納税の推進と自主財源の確保のため、市税等の収納管理と滞納整理に関する経費を計上したもので、納期内納付の推進と滞納処分の強化に努め、滞納額の縮減と収納率の向上を図るための事務諸経費です。主な経費といたしましては、下から7つ目、地方税共通納税システム使用料につきましては、住民税や固定資産税、軽自動車税などの納税を金融機関の窓口に行かなくても、自宅やオフィスのパソコンからインターネットで支払うことができるシステムの利用料になります。

下から5つ目、地方税滞納整理機構負担金につきましては、地方税の大口徴収困難案件の滞納処分を専門的に行う長野県地方税滞納整理機構へ30件分の徴収を移管する負担金です。内訳としましては、基本負担金、徴収実績割、処理件数割の3つで構成されており、基本負担金は5万円、徴収実績割は令和3年度の徴収実績の10%として151万円余、処理件数割は1件当たり10万円ですので、30件で300万円、合計で456万円余となりますが、令和3年度徴収実績による国民健康保険事業特別会計との按分により、295万円となるものです。

その2つ下、基幹系共同化システム利用負担金につきましては、デジタル戦略化の指示額となっており、中野市、千曲市との3市共同で導入している基幹系システムの本市負担分のうち、債権管理課の徴収事務に係る経費として負担するものです。いずれも新規に計上した経費はありません。私からは以上です。

○**市民課長** 続きまして、129、130ページ、戸籍住民基本台帳費、説明欄2つ目の白丸になりますが、戸籍住民基本台帳事務諸経費につきましては、戸籍住民基本台帳、それとマイナンバーカードの交付に係る各システムの保守及び使用料が主なものとなります。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 予算書131、132ページ、4項選挙費1目選挙管理委員会費、2つ目の白丸、委員会運営等事務費532万7,000円ですが、これは選挙の執行、選挙人名簿の調整等を行う選挙管理委員会の運営に係る通常経費でありまして、主には毎月開催されます定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の開催の委員報酬です。

次、2目選挙啓発費、選挙啓発事務費63万9,000円につきましては、選挙への関心を高めるための啓発に係る経費ですが、主には小中学生を対象に明るい選挙啓発ポスターを募集し、優秀作品の表彰、作品展示に係る経費及び満18歳となった新有権者に投票を促すため、バースデーカードと蛍光ペンを送り、啓発活動を行うための経費です。

次に、3目県議会議員選挙費、2つ目の白丸、選挙事務諸経費1,333万3,000円ですが、こちらは令和5年4月29日に任期満了となります長野県議会議員一般選挙に係る執行経費です。選挙の執行は令和5年度ですが、令和4年度中から選挙の執行準備に取りかからなければならないため、ポスター掲示場設置委託料などは、令和4年度の予算となっております。

133、134ページ、4目市議会議員選挙費、2つ目の白丸、選挙事務諸経費4,368万4,000円ですが、こちらは令和5年4月29日に任期満了となります塩尻市議会議員一般選挙に係る執行経費です。

135、136ページ、5目財産区議会議員選挙費、2つ目の白丸、選挙事務諸経費238万9,000円ですが、こちらは令和5年8月19日に任期満了となります北小野財産区議会議員一般選挙に係る執行経費です。私からは以上です。

○**監査委員事務局長** 139、140ページ、6項1目監査委員費、監査事務諸経費647万7,000円ですが、地方自治法に定められている地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等の監査等を行う職務に必要な経費でありまして、主には委員報酬及び会議や研修会への出席に要する経費です。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けた部分で質疑を行います。皆さんから質問はありますか。

○**西條富雄委員** 130ページです。2つ目の丸の下から6個目辺り、個人番号カード交付予約システム使用料13万2,000円とありますが、私からの質問は、いわゆるマイナポイントをつけることによって皆さんの取得を増やそうとしているのですけれども、そのマイナポイントをやったことよっての効果を確認したいと思って質問し

ます。

塩尻市内のマイナンバーカードの申請状況、取得率、決済サービス事業者別取得率もお願いしたいのですが、私の調べでは、令和5年2月1日時点で全国申請状況は69.8%、令和5年2月1日時点で全国交付率が60.1%、交付率のランキングが、1位が宮崎県都城市90.1%、2位などとあり、兵庫県、石川県、高知県と。県では、1位が宮崎県74.1%、2位が愛媛県66.0%、町村で何と長野県が出てきまして、長野県南牧村85.3%とあります。このデータの中で塩尻が出てこなかったものですから、塩尻の状況も含めてお伺いします。

○市民課長 その件につきまして、事前に資料を配付させていただきましたので、この資料に添いまして、御請求の項目につきましてお話をさせていただきます。まず、参考といたしまして、マイナポイント事業の経過を載せました。令和2年9月にマイナポイント第1弾ということで、キャッシュレスサービスの2万円の購入、もしくはチャージに対する25%で5,000円を限度とする第1弾が開始されました。

その後、令和4年1月にマイナポイント第2弾ということで、その5,000円を継続しながら、ここには記載がありませんが、令和4年6月末から保険証へのマイナンバーカードの登録、あと公金受取口座の登録、それぞれ7,500円を付加しまして、総額で2万円になるマイナポイント第2弾が始まっております。令和5年2月をもちまして、マイナポイント付与対象のマイナンバーカードの申請期限が到来しております。

その下に、グラフで塩尻市民の申込み状況・取得率を載せております。マイナンバーカードの交付につきましては、平成28年1月から交付が始まりました。グラフでは、約3か月経過いたしました平成28年3月から直近の令和5年2月末までのオレンジ色の棒グラフが、人口に対する交付率。あと、ブルー、青が人口に対する申請率を掲載しています。左側から、約2年弱経過した時点、平成30年3月末の時点では、それぞれ申請率が11.5%、交付率が9%といった状況でありまして、その後、令和2年9月、マイナポイント第1弾開始時点から、それぞれ申請率、交付率共に上昇を始めております。

結果として、令和5年2月の時点では、グラフの上のほう、青い棒グラフで行きますと、申請率では75.7%、交付率では56.3%といった状況になっております。この申請率につきましては、総務省の数字と若干違う点があるかもしれませんが、申請いただいた方全てに対する申請率となっている点、申請率の中で、写真等の不備ではじかれてしまうと言いますか、受け付けられなかった分については除かれているということで総務省も公表していますので、私どもも逐一把握できているのが生の申請数という形になりますので、御承知ください。

項番の2として、決済サービス事業者別の取得率ということで、委員、御質問になった点につきましては、現在、3月7日時点で102種類のキャッシュレス決済サービスが付与対象となっております。総務省へ問い合わせをしてみたところなのですが、事業者別の取得率、申込み状況については、公表はしていないということで回答を頂いております。私からは以上です。

○西條富雄委員 資料をつけていただき、ありがとうございました。実際、マイナポイントをつけることによって、いわゆる馬ニンジンではないのですけれども、取得率が上がってきているということですが、市の方針とすれば、国からマイナポイント取得率によって交付税の交付が変わってくるというアナウンスもいただいているのですけれども、それに対しては、交付率あるいは申請率等を上げていくには、何か手を打ったのでしょうか。

○市民課長 私どもといたしましては、マイナンバーカードを使ったサービスを充実させていくという点に焦点を当てておりますので、直近では電子申請による証明書等の交付ですとか、令和4年7月からはコンビニ交付の

手数料を、住民票、戸籍等につきましては50円減額しているといったことを導入して、交付率の向上に努めております。以上です。

○西條富雄委員 やはりマイナンバーカードで、どういったメリットがあるかということが、国からもはっきりと説明がないから、国民、あるいは我々市民、理解できていなくて、進んでいないと思っている。本会議場で柴田委員からも一般質問の中でありましたとおり、マイナンバーカードを取得していれば給食費を無料にするという話も、ある村ではやったのですけれども、そこまでやってマイナンバーカードを普及させるメリットが見えてこないのです。国からそういったことを言えないから、市も言えないと思うのですけれども、マイナンバーカードはこういうメリットがあるということを、もっとPRしてほしいのですけれども、国が言わないから、塩尻市は言えないのですか。どうですか。

○市民課長 現在、国で今後の活用施策として予定されているものにつきましては、活用ではないのですが、マイナンバーカードの機能をスマホへ搭載するとか、あとは報道によるところで言いますと、令和6年中には免許証と一体化ですとかということが予定をされております。令和6年秋には保険証を原則廃止というような報道もありますので、そこがメリットなのかというところは、それぞれの意見があるところだと思いますが、そういったところを積極的にPRしながら、市としても今後は、当然、私どもの部署だけではなくて、全庁的にマイナンバーカードを使った独自施策についての検討を進めてまいりたいと考えます。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 関連でお願いしたいのですけれども、例えば、今、保険証、それから公金の振込口座とか、いろいろな形でもってマイナンバーカードが使えるのですが、受け側の、例えば医療機関から個人情報漏れるとか、あるいは金融機関からそういうものが漏れてしまうとか、そういう危険性とかそういうものというのは、どんな形になっているのでしょうか。

○市民課長 そのシステム自体の大本は、私どもの所管するところではないものですから、国については再三セキュリティの安全性をPRしているところではあります。質問の意図とは、ずれるかもしれませんが、カードに口座番号が入っているとかということではなくて、国がセキュリティの万全なところにデータを持っているというところがありまして、安全は確保されているということで、私どももPRしているところです。

○赤羽誠治委員 言いたいことは、よく分かるのです。ただ、やはり伸びないというのは、そういうところの疑問だとか心配だとか不安というものが払拭されていないことが一つの原因ではあるのではないかと思います。実際、僕も保険証をという形で考えていますけれども、保険証を使った医療機関にサイバーテロがあって、そこから自分の情報がどんどん流れてしまうということは、国は絶対ないと、そういうセキュリティがあると、そういうふうに言っているのですか。マイナンバーカードそのものはいいのだけれど、二次的に使っている中で、情報が漏れてしまうということはないのかという、その辺のところをもし分かればお願いします。

○市民課長 私どもの立場で、それが100%ありませんというふうに断言は正直できないと思いますので、そのあたりは安全だということで、国の言葉を信じてPRしている状況です。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 118ページに戻ってください。118ページの特別旅費のところ、先ほど図書館の話が出ました。岐阜市と同盟を組んで図書館のことをやっていたけれども、以前、半年ぐらい前の新聞紙面で見ても、塩

尻市以外の図書館が、塩尻市の図書館と協定を組んでという記事を、今、思い出せない。図書館が岐阜市と同盟を組んだという説明があれば、私はその資料を持ってこられたのですが。

塩尻の図書館が、他市、あるいは他の村だったかと一緒に、図書館の機能を共用していくような話があったのですが、その辺は分かりますか。これは岐阜市も同じようなことなのですか。お聞かせください。

○市民交流センター長 図書館長の立場でお答えいたします。議員から、今、お話がありましたのは、図書館システムの共同利用を始めたという件でありまして、これは木曾郡大桑村が新しい公共図書館を設置するに当たりまして、その蔵書管理、貸出し管理をするシステムを、塩尻市のシステムを共同利用したい旨の提案、申し出があり、これに応じまして、大桑村から負担金を頂きながら、当図書館のシステムの共同利用を開始しているという内容です。

岐阜市、神奈川県大和市との間で締結しております件につきましては、図書館の連携・協力に関する同盟という名称の同盟を締結いたしまして、複合施設で図書館を中核とした運営をしている3市が図書館で行っているサービスの内容などを共有しまして、より新しい形での図書館サービスの充実に向かっていこうという内容のものです。これに基づきまして、来年度、まずは塩尻市と岐阜市の間で司書職の職員を1年間、交換で交流をいたしまして、それぞれのノウハウの実際を体験し学び、持ち帰ると、こういう趣旨で予定をしているものです。

○西條富雄委員 では、私、勘違いをしていました。その協定を結んだのは、蔵書のやり取りもあるのかということも、大桑村とはやっているのか、あるいは、これから結ぼうとしているのかということも、蔵書の貸し借りもシステムとしてあるのかどうか。今、司書の研修の中で話がありましたけれども、その辺はどうなのでしょう。質問している意味は、本の貸し借り。

○市民交流センター長 まず、大桑村図書館とのシステムの共同利用につきましては、それぞれが持っている図書館利用者の個人情報というものは、厳密に分割して管理するという必要があります。自治体間で、これを共有するというものはリスクが生じるものですから、利用登録者の情報については、それぞれが管理をしています。ただし、それぞれが所蔵している図書の検索につきましては、システムが共同化されています。

なお、塩尻市立図書館につきましては、横断検索システムという機能をつけておりまして、Web-OPAC、館内OPAC、これは検索機ですが、それで他の館が所蔵している蔵書の検索はできるようになっております。蔵書のやり取りにつきましては、図書館間の相互貸借という制度が従来からありまして、他の図書館で所蔵しているものを、それぞれの公共図書館の窓口で申請をすることによりまして、取り寄せをすると、こういったサービスは従来からあります。

現状では、大桑村と塩尻市の間で独自の蔵書の流通ということは確立しておりませんので、大桑村民が塩尻市立図書館の蔵書を借りたい場合には、大桑村図書館で相互貸借の申し出をしていただきますと、現状では郵便を使いまして、それをやり取りするというのが実態です。

加えまして、大桑村図書館の規模は塩尻市立図書館と比べると、かなり蔵書規模が小さいものですから、大桑村民の方が大桑村図書館の利用登録カードをこちらに持ってきていただきますと、塩尻市立図書館の蔵書を貸出しができる。塩尻市立図書館の利用登録を一体の登録で貸出しができるということは、相互に開始をしております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 126 ページの上の賦課事務諸経費の中の消耗品費のところ、電動キックボード用のナンバープレートが入っているという説明があったかと思うのですが、電動キックボード用のナンバープレートというのは、どういう取扱いになって、どういうふうになるのか、その辺が分かっていないのですけれども、もし分かれば教えてください。

○税務課長 現在、既に電動キックボードにつきましては、市内で数台走っているというような状況であります。現行の道路交通法上の扱いは車両に該当いたしまして、原付、50cc のスクーターと同様の扱いに現状はなっております。つまり、免許証は必要ですし、ヘルメットは着用義務があります。それから、歩道等は走ることができないという状況で、現行、1月末現在で3台の登録があるという状況です。

これが、改正道路交通法が施行されます令和5年7月からは、16歳以上であれば免許は不要になります。それから、ヘルメットについては努力義務という形になります。つまり、自転車のヘルメットが4月に努力義務になりますので、電動キックボードが若干遅れて努力義務になるという、そんな改正内容になるようです。

そのほか規格等も、現行30キロ以上出るような電動キックボードがあるようですけれども、7月以降は、この分類、特定小型原付というのですけれども、これについては20キロ以下という機能上の縛りもあるようですが、歩道上は走れるという、そんな内容になっておりまして、現在、県警で周知の方法について検討したいということを経事録では目にしたことがあります。以上です。

○柴田博委員 そうすると、今でも電動キックボードについては、ナンバープレートを取得しないと走れないということになっているのですか。

○税務課長 電動キックボードは、原付と同じ扱いでありますので、当然標識は必要という状況であります。

○柴田博委員 これから周知するということですが、そういうことを知らずに使っている方もいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、その辺の取扱い等についてはどうなるわけですか。

○税務課長 Webで検索した情報であります。独立行政法人国民生活センターというところで、現在、様々な規格の電動キックボードが市中に流通しているというような状況でありまして、その保安上の装置の不具合ですとか不備ですとか、そういったものが現状ありますということで、消費者庁ですとか警察庁、あるいは国土交通省、経済産業省等に注意喚起の要望を挙げている、そんな状況であろうかと思います。

先ほど申しあげましたように、県警の動きでありますけれども、県のくらし安全・消費生活課というところで議論がなされた経過が昨年11月15日の議事録に掲載されておりまして、県警においては、運用面での様々な条件については、今後、詳細が決まったところで県民の皆さんに周知したいという、そういうコメントが出ておりました。以上です。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

私から一点、お聞きします。120 ページの防災施設の関係の設計調査委託料、檜川支所の跡地のところですが、たしか去年、豪雨災害があつて、檜川支所周辺に避難指示が出ていたと思います。檜川の公民館、あそこが避難所になっていましたけれども、指示が出て、何人ぐらい避難されたか分かりますか。

○危機管理課長 今、手元に詳しい資料がないので、大まかな記憶ですと、5日間で延べ40人ほどだったという記憶があります。

○**委員長** 分かりました。たしか、あそこの下の地域は宮下というのですか、地域名は。そこの方が、まず避難所まで行くのにも命がけという上に、あの建物は非常に段差が多すぎて、行ってからどうやって生活すればいいのか分からないので、2階に避難していましたというような声を何人もお聞きしました。ですので、今度そういった避難施設というか防災施設と併せて、そんな計画もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**危機管理課長** まず最初に、先ほどの避難人数の関係ですが、平沢の檜川公民館におきましては、災害期間中、延べ24名です。訂正いたします。あと、今回、整備を予定しています防災施設につきましては、避難所という扱いではありません。直接は災害が起きたときに、ほぼ他市町村等から、あるいはこちらの市の主要部から、いろいろな物資を持ち込んだときの集配の拠点となるということを目的とした施設です。なので、また別物という形で切り離して、避難の際の避難しやすさといった部分の改善等については、検討していきたいと思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 委員長からせつかく質問を頂いたので、続けて確認ですけれども、今のお話で、防災倉庫ができるという認識で私もいます。ですから避難所は、平沢の皆さんは、引き続き檜川公民館を当面というか、利用するという考え方でよろしいのですか。確認をさせていただきます。

○**危機管理課長** 現時点では、そういう形になります。

○**委員長** ほかにありますか。それでは、ないようですので、140ページまでは終了といたします。

以上で、本日の審査を終了といたします。

明日は、3款民生費から行いますので、よろしく願いいたします。大変お疲れさまでした。

午後3時27分 閉会

令和5年3月9日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印